

平成 1 9 年 度

税 務 概 要



千葉県印旛郡酒々井町

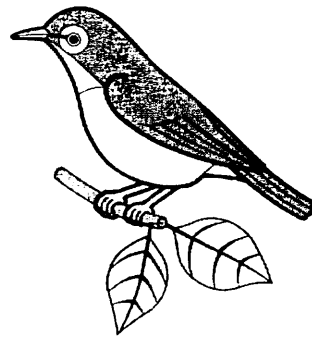
町 民 憲 章

古い歴史と伝統をもつ新しい町酒々井は、輝く太陽の下、清らかな水と豊かな緑に包まれたわたくしたちのふるさとです。

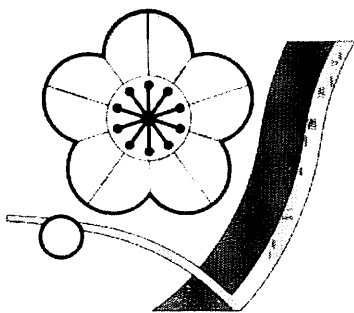
わたくしたちは、この素晴らしい自然を守りながら、文化の香り高い調和のとれた田園都市をつくりあげるために町民憲章を定めます。

- 一、わたくしたちは、歴史を大切にし、自然を愛して美しいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、若い力を育て、働くことを喜び豊かなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、きまりを守り、他人を尊び明るいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、老人を敬い、子供を慈しみ温かいまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたちは、笑顔で接し、心の通う住みよいまちをつくりましょう。

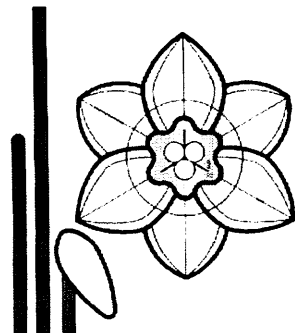
昭和 49 年 11 月 3 日制定



町 の 鳥「メジロ」
(平成 6 年制定)



町 の 木 「梅」
(昭和 45 年制定)



町 の 花 「水仙」
(平成元年制定)

目

次

I 酒々井町の概説

1 町の沿革等	1
2 人口等の推移	2
3 歳入歳出決算及び町税負担額の推移（一般会計）	2
4 平成18年度一般会計歳入歳出決算	4
5 平成19年度一般会計当初予算	6
6 酒々井町行政組織図	8

II 町税等の概況

1 租税体系図	9
2 税務事務概要	10
3 税目別決算額の推移（一般会計）	12
4 平成18年度町税決算状況（一般会計）	14
5 町税税率の経緯	16

III 税目別概況

(1) 町民税

1 町民税のあらまし	26
2 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移	33
3 個人町民税所得者区分別課税額の推移	34
4 個人町民税所得者区分別納税義務者の推移	35
5 個人町民税所得者区分別総所得金額等の推移	36
6 個人町民税の所得控除額の推移	37
7 平成19年度個人町民税の納税義務者等に関する調	38
8 個人町民税負担額の推移	39
9 平成19年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況	40
10 法人町民税調定額（現年課税分）の推移	42
11 平成18年度法人町民税月別調定額（現年課税分）	42
12 法人町民税決算期別法人数	43
13 法人の設立状況	43

(2) 固定資産税・都市計画税

1 固定資産税のあらまし	44
2 都市計画税のあらまし	46
3 納税義務者数（現年課税分）の推移	49
4 土地の筆数及び家屋棟数（免税点以上）の推移	49
5 調定額（現年課税分・免税点以上）・収入済額の推移	50
6 土地の概要に関する調	51
7 宅地に関する調（法定免税点以上）	53

8	家屋の概要に関する調	54
9	家屋の増減状況の推移	55
10	都市計画税に関する調（法定免税点以上）	56
11	償却資産の価格等に関する調	57
12	国有資産等所在市町村交付金及び納付金の状況	58
13	固定資産基準地等価格一覧表	59

(3) 軽自動車税

1	軽自動車税のあらまし	60
2	軽自動車税に関する調（定期分）	61

(4) 町たばこ税

1	町たばこ税のあらまし	63
2	町たばこ税の推移	64

(5) 国民健康保険税

1	国民健康保険税のあらまし	65
2	国民健康保険税の被保険者数・課税状況等の推移	66
3	国民健康保険税決算額の推移	68
4	平成18年度国民健康保険税の決算状況	68
5	国民健康保険1人当りの医療費と保険税の推移	70

Ⅳ 徴 収

1	町税口座振替状況調	71
2	町税口座振替納付状況調	71
3	督促状発送状況の推移	72
4	不納欠損額の推移	73
5	滞納繰越収納状況の推移	74
6	平成18年度還付金調	76
7	平成19年度納期一覧表	78

Ⅴ そ の 他

1	税務証明書等の取扱件数	79
2	町税徴収経費の推移（一般会計）	80

Ⅰ 酒々井町の概説

1. 町の沿革等

1. 位置

町は、千葉県北部、北総台地のほぼ中央部にあり、都心から約 50 km、成田国際空港から西に約 10 km に位置します。北東は国際空港と門前町の「成田市」や「富里市」と、南西は歴史と文化の城下町「佐倉市」や「八街市」と隣接し、また、北西では印旛沼を介して「印旛村」に接しており、極めて温暖な気候に恵まれています。

方	位	東	経	方	位	北	緯
極	東	140 度	18 分	極	南	35 度	42 分
極	西	140 度	14 分	極	北	35 度	45 分

2. 交通

(鉄道) JR 成田線酒々井駅、JR 総武本線南酒々井駅、京成電鉄京成酒々井駅・京成宗吾参道駅の 3 線 4 駅があり、都心や千葉市、成田国際空港等と結ばれています。

(道路) 国道 51 号・296 号や、主要地方道成東酒々井線・富里酒々井線・県道宗吾酒々井線があり、県東部、千葉市及び東京方面を結んでいます。

3. 沿革

町は、中世室町時代に下総の国を統治した千葉氏が本佐倉城を築城し、以後約 100 年にわたり、政治、経済の中心として栄えました。その後、江戸時代には成田参詣の宿場町としてにぎわい、明治 22 年の町村制の施行で近隣 16 か町村が合併し、戸数 720 戸、人口 3,644 人の酒々井町が誕生しました。

以来、着実な歩みを続け、昭和 50 年代には、大規模な住宅開発に伴う急激な人口増加により、それまでの農業中心の町から都市機能を備えた住宅都市へと変貌し、人口 2 万人を超える町へと発展しました。

平成 9 年度からスタートした「第 4 次総合計画」に基づき、21 世紀の酒々井町の未来をしっかりと見定めたまちづくりを進めています。

4. 土地利用

町は、東西 4.2 km、南北 6.2 km、面積 19.02 km²です。首都圏近郊整備地帯に属し、自然的土地利用と都市的土地利用の調和を基本に、早くから計画的な土地利用を進めています。

5. 町名の由来 (酒の井の伝説)

年老いた父親とその孝行息子の話。ある日、酒が何よりの楽しみの父親に酒を買って帰るお金がなく、途方にくれて歩いていると酒の香りのする井戸を見つけるといふ、所謂「養老伝説」が町名の由来であり、今も酒の井戸のあったと言われる場所には「酒の井」の碑が残されています。また、町内には有名な酒蔵もあり、酒造りにも適した豊かで良質な水が町の自慢でもあります。

2. 人 口 等 の 推 移

区 分 \ 年		14		15	
		人 数	前年比 (%)	人 数	前年比 (%)
人 口	男	10,073	100.3	10,216	101.4
	女	10,128	100.8	10,297	101.7
	計	20,201	100.6	20,513	101.5
世 帯 数		7,617	102.3	7,864	103.2
一世帯当たりの人口		2.65	98.1	2.61	98.5
人口密度 (km ² 当たり)		1,062.1	100.6	1,078.5	101.5

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

3. 歳入歳出決算及び町税負担額の推移(一般会計)

区 分 \ 年度		14	15
一 般 会 計 (円)	歳 入	6,695,402,376	5,959,143,954
	歳 出	6,502,170,494	5,744,919,566
町 税 総 額 (円)		2,523,679,588	2,396,597,786
町 税 総 額 / 歳 入 総 額 (%)		37.7	40.2
町 税 負 担 額 (円)	一人当たり	124,928	116,833
	一世帯当たり	331,322	304,756
歳 出 額	一人当たり	321,874	280,062
	一世帯当たり	853,639	730,534

16		17		18		19	
人 数	前年比 (%)	人 数	前年比 (%)	人 数	前年比 (%)	人 数	前年比 (%)
10,462	102.4	10,720	102.5	10,820	100.9	10,843	100.2
10,480	101.8	10,648	101.6	10,722	100.7	10,754	100.3
20,942	102.1	21,368	102.0	21,542	100.8	21,597	100.3
8,147	103.6	8,448	103.7	8,647	102.4	8,768	101.4
2.57	98.5	2.53	98.4	2.49	98.4	2.46	98.8
1,101.1	102.1	1,123.4	102.0	1,132.6	100.8	1,135.5	100.3

16	17	18	19
5,937,771,579	5,192,492,680	5,433,222,137	5,036,886,000
5,761,375,172	5,082,211,315	5,368,323,000	5,036,886,000
2,383,044,088	2,476,543,899	2,484,901,575	2,565,511,000
40.1	47.7	45.7	50.9
113,793	115,900	115,351	118,790
292,506	293,152	287,372	292,599
275,111	237,842	249,203	233,222
707,178	601,588	620,831	574,462

資料:歳入歳出決算書(平成19年度は当初予算)

4. 平成18年度一般会計歳入歳出決算

(単位：千円・%)

歳 入			歳 出		
款 別	決算額	構成比	款 別	決算額	構成比
町 税	2,484,901	45.7	議 会 費	113,817	2.1
地 方 譲 与 税	235,915	4.3	総 務 費	906,675	16.9
利 子 割 交 付 金	8,843	0.2	民 生 費	1,032,957	19.3
配 当 割 交 付 金	11,242	0.2	衛 生 費	488,423	9.1
株式等譲渡所得割交付金	10,467	0.2	農 林 水 産 業 費	119,717	2.2
地方消費税交付金	168,160	3.1	商 工 費	531,756	9.9
自動車取得税交付金	62,684	1.2	土 木 費	424,463	7.9
地方特例交付金	66,158	1.2	消 防 費	407,114	7.6
地 方 交 付 税	635,453	11.7	教 育 費	574,215	10.7
交通安全対策特別交付金	4,800	0.1	公 債 費	769,186	14.3
分担金及び負担金	70,168	1.3			
使用料及び手数料	46,213	0.9			
国 庫 支 出 金	325,326	6.0			
県 支 出 金	191,616	3.5			
財 産 収 入	2,588	0.0			
寄 附 金	139	0.0			
繰 入 金	279,605	5.1			
繰 越 金	58,265	1.1			
諸 収 入	440,279	8.1			
町 債	330,400	6.1			
歳 入 合 計	5,433,222	100.0	歳 出 合 計	5,368,323	100.0

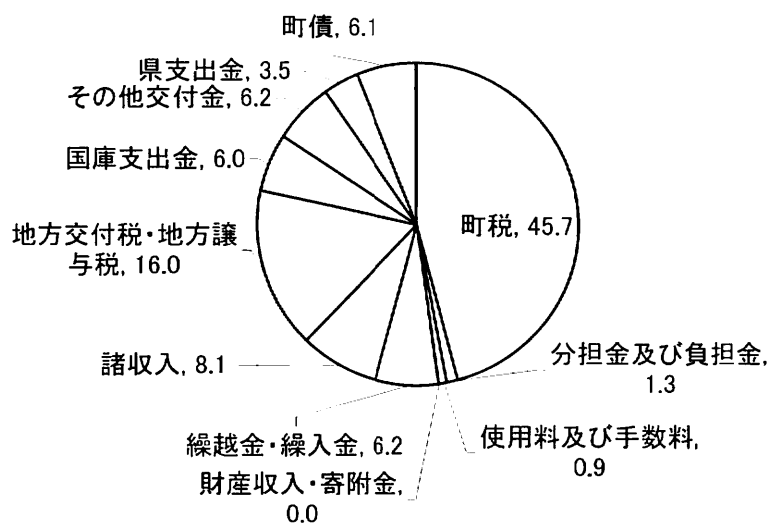
○ 町税の税目別歳入決算

(単位：千円・%)

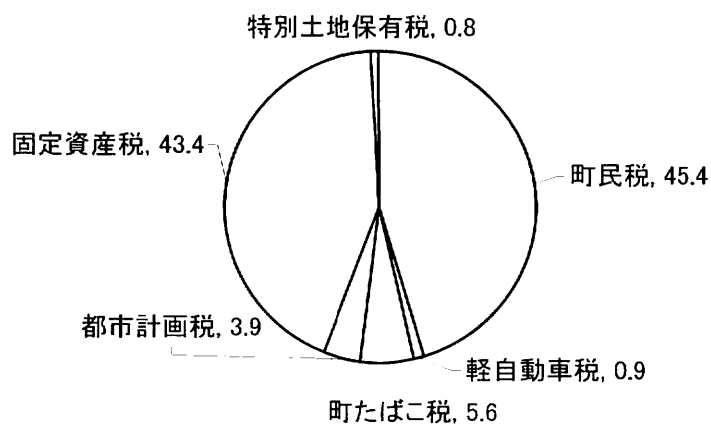
項 目	決算額	構成比	項 目	決算額	構成比
町 民 税	1,127,734	45.4	都 市 計 画 税	96,814	3.9
固 定 資 産 税	1,077,557	43.4	特 別 土 地 保 有 税	20,181	0.8
軽 自 動 車 税	22,656	0.9			
町 た ば こ 税	139,959	5.6	町 税 歳 入 合 計	2,484,901	100.0

図表（平成18年度一般会計歳入歳出決算額）

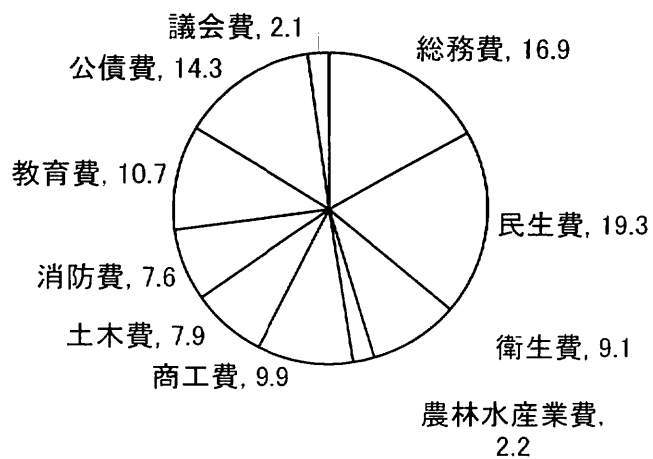
1. 歳入の構成比(%) (総額 5,433,222 千円) (自主財源 62.2% 依存財源 37.8%)



2. 町税の構成比(%) (総額 2,484,901 千円)



3. 歳出の構成比(%) (総額 5,368,323 千円)



5. 平成19年度一般会計当初予算

(単位：千円・％)

歳 入			歳 出		
款 別	予算額	構成比	款 別	予算額	構成比
町 税	2,565,511	50.9	議 会 費	112,034	2.2
地 方 譲 与 税	85,000	1.7	総 務 費	793,124	15.8
利 子 割 交 付 金	12,000	0.2	民 生 費	1,064,668	21.1
配 当 割 交 付 金	7,500	0.1	衛 生 費	460,735	9.2
株式等譲渡所得割交付金	12,000	0.2	農 林 水 産 業 費	113,251	2.2
地方消費税交付金	166,000	3.3	商 工 費	94,724	1.9
自動車取得税交付金	60,000	1.2	土 木 費	578,383	11.5
地方特例交付金	66,000	1.3	消 防 費	421,536	8.4
地 方 交 付 税	624,000	12.4	教 育 費	621,315	12.3
交通安全対策特別交付金	4,600	0.1	公 債 費	762,116	15.1
分担金及び負担金	67,844	1.4	予 備 費	15,000	0.3
使用料及び手数料	50,286	1.0			
国 庫 支 出 金	407,523	8.1			
県 支 出 金	226,971	4.5			
財 産 収 入	1,997	0.0			
寄 附 金	2	0.0			
繰 入 金	183,592	3.7			
繰 越 金	50,000	1.0			
諸 収 入	105,960	2.1			
町 債	340,100	6.8			
歳 入 合 計	5,036,886	100.0	歳 出 合 計	5,036,886	100.0

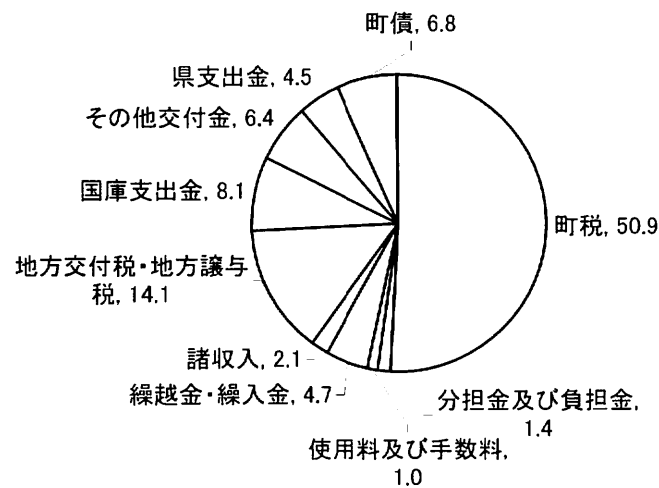
○ 町税の税目別歳入当初予算

(単位：千円・％)

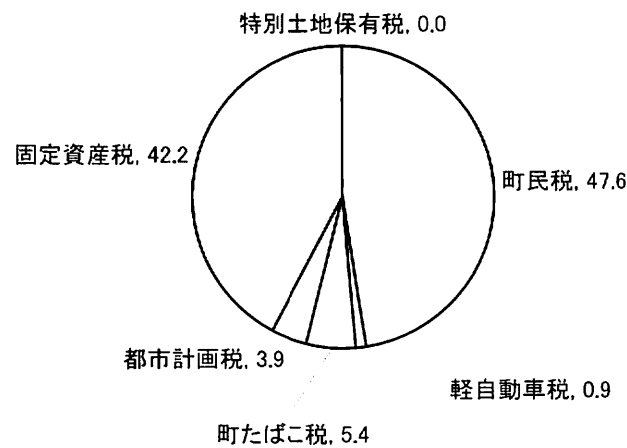
項 目	予算額	構成比	項 目	予算額	構成比
町 民 税	1,222,337	47.6	都 市 計 画 税	98,616	3.9
固 定 資 産 税	1,083,536	42.2	特 別 土 地 保 有 税	1	0.0
軽 自 動 車 税	23,184	0.9			
町 た ば こ 税	137,837	5.4	町 税 歳 入 合 計	2,565,511	100.0

図表（平成19年度一般会計歳入歳出当初予算額）

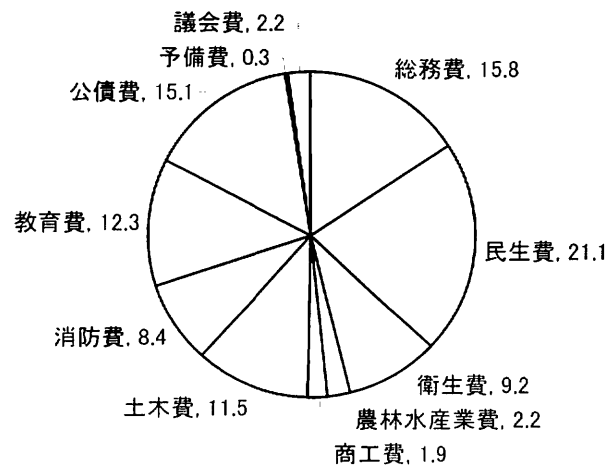
1. 歳入の構成比(%) (総額 5,036,886 千円) (自主財源 60.1% 依存財源 39.9%)



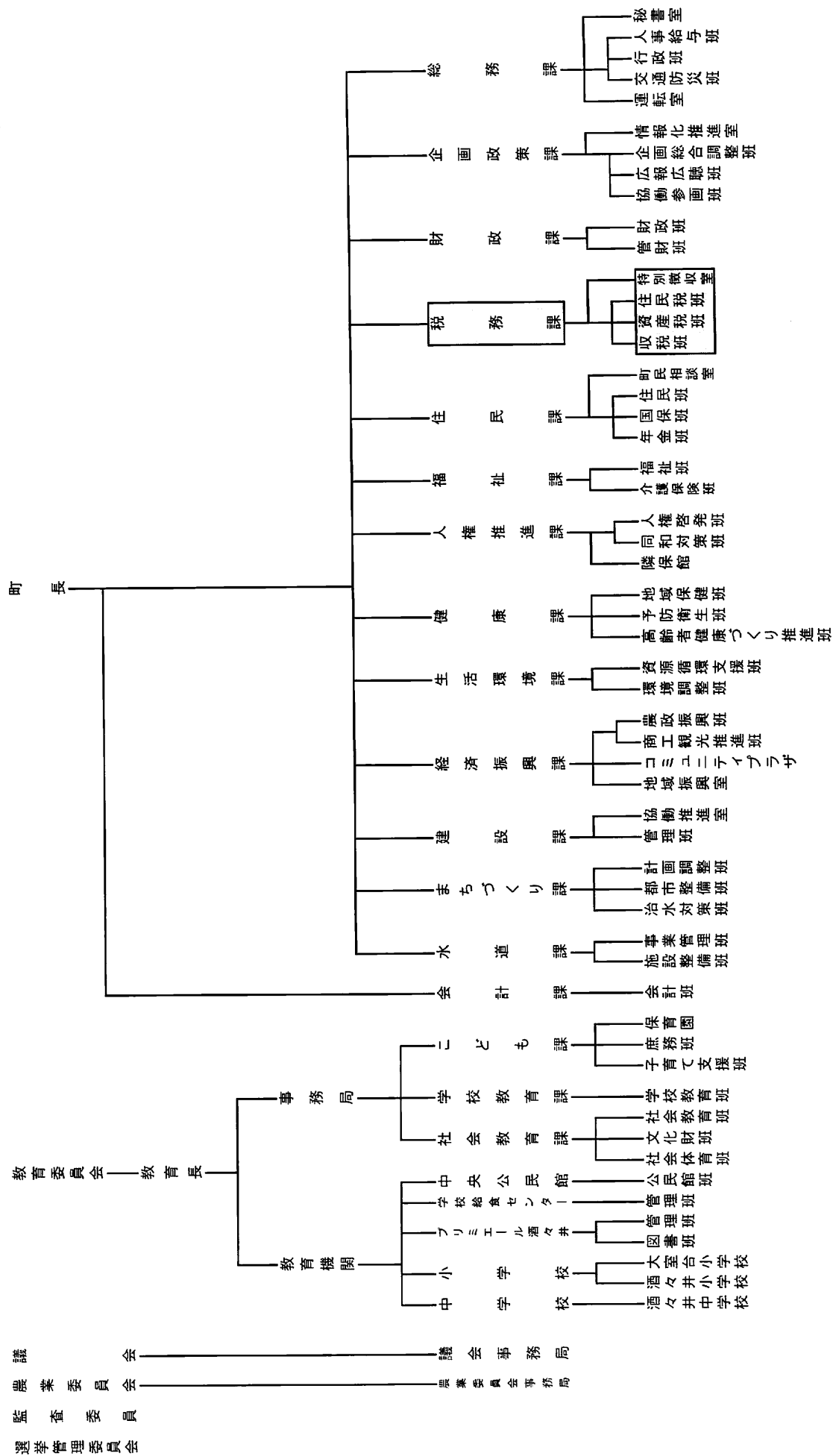
2. 町税の構成比(%) (総額 2,565,511 千円)



3. 歳出の構成比(%) (総額 5,036,886 千円)



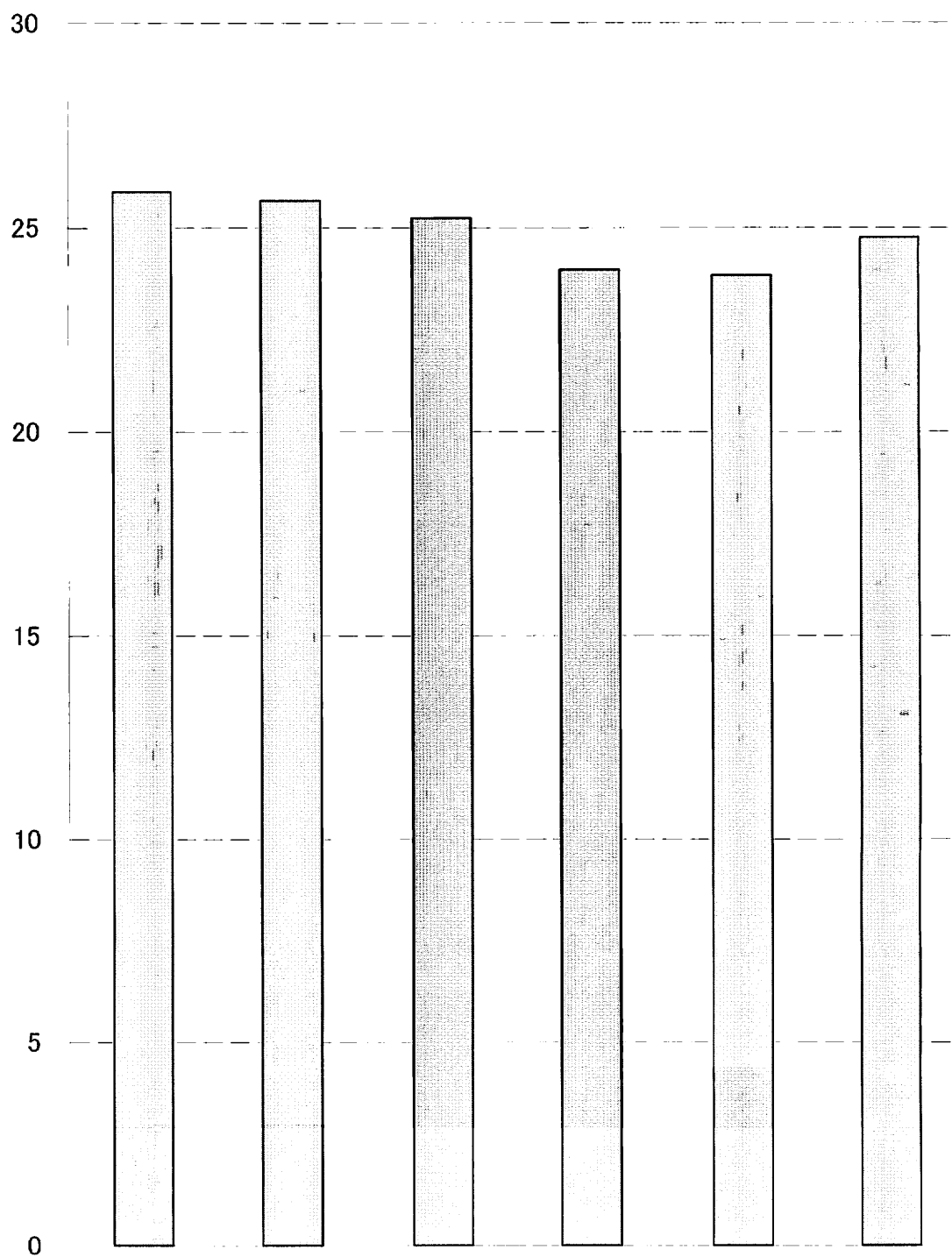
酒々井町行政組織図



Ⅱ 町 税 等 の 概 況

(一般会計町税総額の推移)

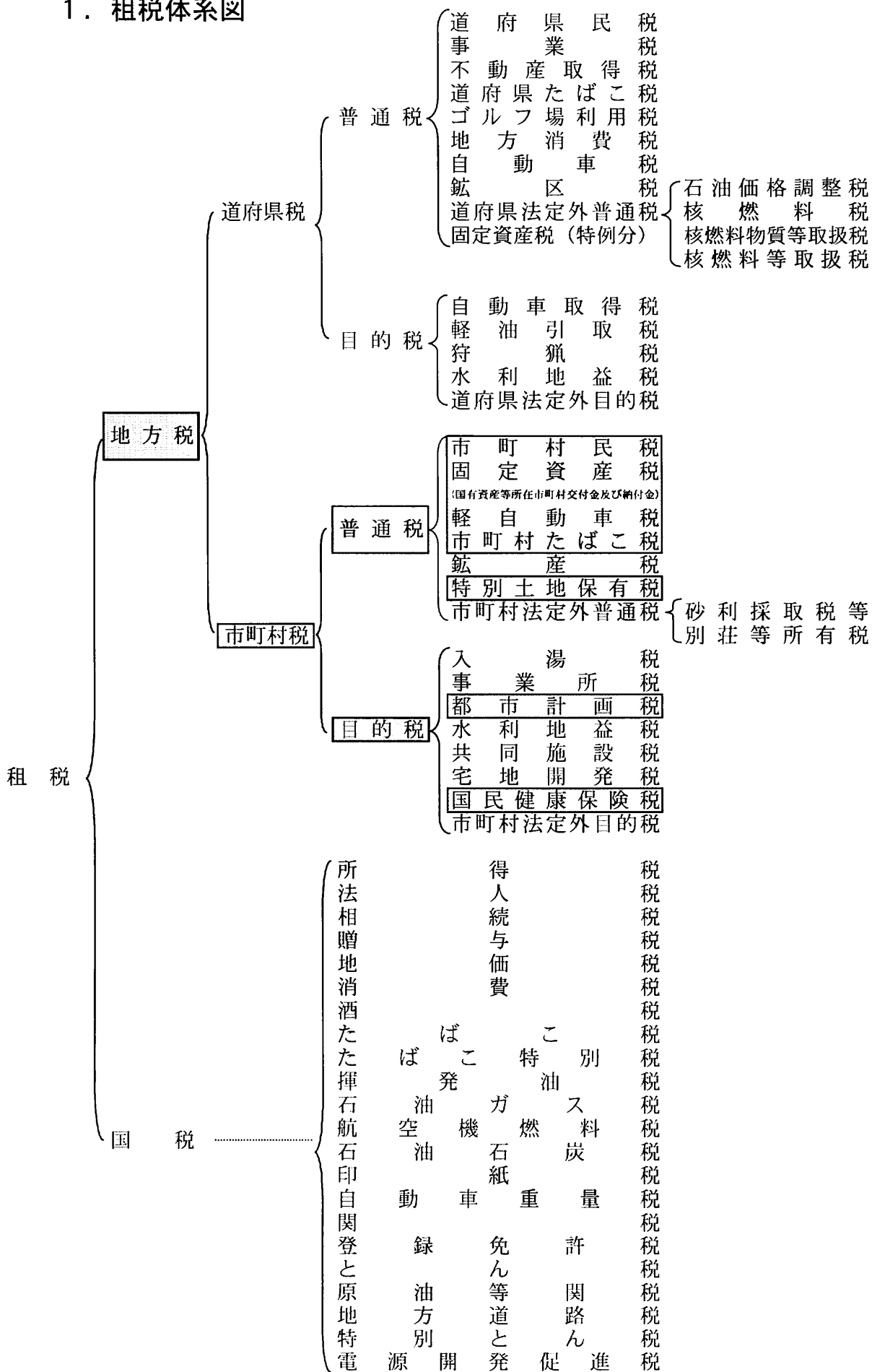
単位：億円



	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
決算額	2,588,601	2,566,807	2,523,680	2,396,598	2,383,044	2,476,544	2,484,901

(単位：千円)

1. 租税体系図



(注) 1. 普通税・・・その取人の税定を特定せず、一般の経費に充てるために課される税です。普通税のうち、地方税法により項目が法定されているものを法定普通税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続き、要件に従い課するものを法定外普通税とします。

2. 目的税・・・特定の費用に充てるために課される税です

2.税務事務概要

平成19年9月1日現在

税関係の委員会等

1.酒々井町固定資産評価審査委員会（定数3名）

職 名	氏 名	住 所	任 期
委 員 長	藤 崎 廣	本佐倉21-1	平成17年12月22日～平成20年12月21日
職務代理者	齋 藤 照 一	下岩橋99	平成17年12月22日～平成20年12月21日
委 員	鶴 岡 嘉 廣	酒々井1692	平成17年12月22日～平成20年12月21日

税務課事務分掌

住 民 税 班	1. 町民税の申告及び賦課に関する事
	2. 軽自動車税の賦課に関する事
	3. 町たばこ税の賦課に関する事
	4. 国民健康保険税の賦課に関する事
	5. 国税及び県税に関する事
	6. 法人町民税に関する事
資 産 税 班	1. 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事
	2. 固定資産の実地調査及び評価に関する事
	3. 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する事
	4. 公簿の閲覧及び固定資産の証明に関する事
収 税 班	1. 町税の徴収に関する事
	2. 納税督促・催告に関する事
	3. 滞納処分に関する事
	4. 納税口座振替に関する事
	5. 収納委託及び受託に関する事
	6. 納税思想の普及に関する事
	7. 固定資産評価審査委員会に関する事
特 別 徴 収 室	1. 町税の徴収に関する事
	2. 高額・困難案件の滞納整理に関する事
	3. 千葉県滞納整理推進機構に関する事

■ 職員数等（各年度4月1日現在）

年度	係・班名	職 名								計
		課 長	補 佐	主 査	係 長	副主査	主 任	主 事	主事補	
15		1								1
	住民税係		1		1	1	1	2		6
	資産税係			1	1	1	1	1		5
	収 税 係				1		1	2	1	5
	計	1	1	1	3	2	3	5	1	17
16		課 長	副主幹	主 査	係 長	副主査	主 任	主 事	主事補	計
		1								1
	住民税係		1		1		1	3		6
	資産税係			1	1	1	1	1		5
	収 税 係				1		1	2	1	5
	計	1	1	1	3	1	3	6	1	17
17		課 長	副主幹	主 査	係 長	副主査	主 任	主 事	主事補	計
		1								1
	住民税係			1	1		1	2		5
	資産税係		1	1	1		1	1		5
	収 税 係				1		1	3		5
	計	1	1	2	3	0	3	6	0	16
18		課 長	主 幹	副主幹	主査	副主査	主 任	主 事	主事補	計
		1								1
	住民税班			1	1	1	1	1		5
	資産税班		1		1	1	1	1		5
	収 税 班			1	1	2		1		5
	計	1	1	2	3	4	2	3	0	16
19		課 長 (室長)	主幹	副主幹	主査	副主査	主 任	主 事	主事補	計
		1								1
	住民税班			1	1	1	1	1		5
	資産税班		1	1			2	1		5
	収 税 班			1		1		1		3
	特別徴収室	1		1						2
	計	2	1	4	1	2	3	3	0	16

（平成18・19年度は7月1日現在）

3. 税目別決算額の推移(一般会計)

税目等		年度	14				15			
		区分	調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比
町 民 税	個人	現	989,086	967,828	97.9	95.8	935,056	916,916	98.1	94.7
		滞	76,077	12,522	16.5	105.0	76,893	10,232	13.3	81.7
		計	1,065,163	980,350	92.0	95.9	1,011,949	927,148	91.6	94.6
	法人	現	96,153	95,427	99.2	100.2	85,943	84,737	98.6	88.8
		滞	3,263	406	12.4	86.4	2,706	253	9.3	62.3
		計	99,416	95,833	96.4	100.1	88,649	84,990	95.9	88.7
	計		1,164,579	1,076,183	92.4	96.3	1,100,598	1,012,138	92.0	94.0
固定資産税	固定資産税	現	1,194,068	1,161,679	97.3	100.8	1,138,132	1,111,145	97.6	95.6
		滞	117,680	18,541	15.8	121.8	94,380	15,818	16.8	85.3
		計	1,311,748	1,180,220	90.0	101.1	1,232,512	1,126,963	91.4	95.5
	交・納付金	現	7,539	7,539	100.0	100.0	7,538	7,538	100.0	100.0
	計		1,319,287	1,187,759	90.0	101.1	1,240,050	1,134,501	91.5	95.5
軽 自 動 車 税		現	18,140	17,328	95.5	101.9	19,311	18,569	96.2	107.2
		滞	1,933	491	25.4	104.0	2,101	535	25.5	109.0
		計	20,073	17,819	88.8	101.9	21,412	19,104	89.2	107.2
町 た ば こ 税		現	120,048	120,048	100.0	96.4	128,427	128,427	100.0	107.0
特 別 土 地 保 有 税		現	13,305	13,305	100.0	52.8	0	0	0.0	皆減
		滞	61,351	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
		計	74,656	13,305	17.8	52.8	0	0	0.0	皆減
都 市 計 画 税		現	109,812	106,834	97.3	100.9	103,409	100,958	97.6	94.5
		滞	11,130	1,732	15.6	120.3	8,762	1,470	16.8	84.9
		計	120,942	108,566	89.8	101.1	112,171	102,428	91.3	94.3
合 計	現年課税分		2,548,151	2,489,988	97.7	98.1	2,417,816	2,368,290	98.0	95.1
	滞納繰越分		271,434	33,692	12.4	114.1	184,842	28,308	15.3	84.0
	計		2,819,585	2,523,680	89.5	98.3	2,602,658	2,396,598	92.1	95.0

(単位：千円・％)

16				17				18			
調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額	収入済額	収納率	収入前 年対比
899,837	884,943	98.3	96.5	957,416	942,040	98.4	106.5	1,009,790	989,210	98.0	105.0
77,464	8,149	10.5	79.6	72,919	8,616	11.8	105.7	66,491	9,311	14.0	108.1
977,301	893,092	91.4	96.3	1,030,335	950,656	92.3	106.4	1,076,281	998,521	92.8	105.0
74,751	73,757	98.7	87.0	126,757	124,834	98.5	169.3	128,615	127,735	99.3	102.3
3,178	430	13.5	170.0	3,261	360	11.0	83.7	4,313	1,478	34.3	410.6
77,929	74,187	95.2	87.3	130,018	125,194	96.3	168.8	132,928	129,213	97.2	103.2
1,055,230	967,279	91.7	95.6	1,160,353	1,075,850	92.7	111.2	1,209,209	1,127,734	93.3	104.8
1,154,152	1,129,097	97.8	101.6	1,143,279	1,120,753	98.0	99.3	1,078,256	1,058,115	98.1	94.4
99,642	15,126	15.2	95.6	96,796	13,536	14.0	89.5	98,051	12,773	13.0	94.4
1,253,794	1,144,223	91.3	101.5	1,240,075	1,134,289	91.5	99.1	1,176,307	1,070,888	91.0	94.4
7,016	7,016	100.0	93.1	7,049	7,049	100.0	100.5	6,669	6,669	100.0	94.6
1,260,810	1,151,239	91.3	101.5	1,247,124	1,141,338	91.5	99.1	1,182,976	1,077,557	91.1	94.4
20,219	19,499	96.4	105.0	21,684	20,838	96.1	106.9	23,179	22,143	95.5	106.3
2,040	387	19.0	72.3	2,172	375	17.3	96.9	2,339	513	21.9	136.8
22,259	19,886	89.3	104.1	23,856	21,213	88.9	106.7	25,518	22,656	88.8	106.8
140,024	140,024	100.0	109.0	133,610	133,610	100.0	95.4	139,959	139,959	100.0	104.8
0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	20,181	20,181	100.0	皆増
0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	20,181	20,181	100.0	皆増
105,509	103,218	97.8	102.2	105,375	103,298	98.0	100.1	97,844	96,016	98.1	93.0
9,176	1,398	15.2	95.1	8,884	1,235	13.9	88.3	8,993	798	8.9	64.6
114,685	104,616	91.2	102.1	114,259	104,533	91.5	99.9	106,837	96,814	90.6	92.6
2,401,508	2,357,553	98.2	99.5	2,495,170	2,452,422	98.3	104.0	2,504,493	2,460,028	98.2	100.3
191,500	25,491	13.3	90.0	184,032	24,122	13.1	94.6	180,187	24,873	13.8	103.1
2,593,008	2,383,044	91.9	99.4	2,679,202	2,476,544	92.4	103.9	2,684,680	2,484,901	92.6	100.3

資料：平成14年度～平成18年度決算統計書

4. 平成18年度町税決算状況(一般会計)

税 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額
1 町 民 税	1,124,183,000	1,209,209,056	1,127,734,331
(個人) 現 年 課 税 分	987,272,000	1,009,789,990	989,210,117
滞 納 繰 越 分	8,311,000	66,491,566	9,311,514
計	995,583,000	1,076,281,556	998,521,631
(法人) 現 年 課 税 分	127,313,000	128,615,500	127,735,200
滞 納 繰 越 分	1,287,000	4,312,000	1,477,500
計	128,600,000	132,927,500	129,212,700
2 固 定 資 産 税	1,064,892,000	1,182,975,068	1,077,556,747
現 年 課 税 分	1,045,968,000	1,078,256,000	1,058,114,667
滞 納 繰 越 分	12,256,000	98,050,568	12,773,580
計	1,058,224,000	1,176,306,568	1,070,888,247
交 付 金 及 び 納 付 金	6,668,000	6,668,500	6,668,500
3 軽 自 動 車 税	22,361,000	25,518,400	22,655,400
現 年 課 税 分	22,013,000	23,178,600	22,142,200
滞 納 繰 越 分	348,000	2,339,800	513,200
4 町 た ば こ 税	138,045,000	139,959,344	139,959,344
5 特 別 土 地 保 有 税	20,181,000	20,181,400	20,181,400
現 年 課 税 分	20,181,000	20,181,400	20,181,400
滞 納 繰 越 分	0	0	0
6 都 市 計 画 税	95,542,000	106,836,318	96,814,353
現 年 課 税 分	94,823,000	97,843,500	96,015,833
滞 納 繰 越 分	719,000	8,992,818	798,520
現 年 課 税 分 合 計	2,442,283,000	2,504,492,834	2,460,027,261
滞 納 繰 越 分 合 計	22,921,000	180,186,752	24,874,314
合 計	2,465,204,000	2,684,679,586	2,484,901,575

不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率	平成17年度 収 納 率	平成16年度 収 納 率
10,157,874	71,316,851	93.26	92.72	91.67
0	20,579,873	97.96	98.39	98.34
9,790,374	47,389,678	14.00	11.82	10.52
9,790,374	67,969,551	92.78	92.27	91.38
0	880,300	99.32	98.48	98.67
367,500	2,467,000	34.26	11.01	13.53
367,500	3,347,300	97.21	96.29	95.20
7,460,322	97,957,999	91.09	91.52	91.31
0	20,141,333	98.13	98.03	97.83
7,460,322	77,816,666	13.03	13.98	15.18
7,460,322	97,957,999	91.04	91.47	91.26
0	0	100.00	100.00	100.00
303,200	2,559,800	88.78	88.92	89.34
0	1,036,400	95.53	96.10	96.44
303,200	1,523,400	21.93	17.28	18.99
0	0	100.00	100.00	100.00
0	0	100.00	0.00	0.00
0	0	100.00	0.00	0.00
0	0	0.00	0.00	0.00
688,780	9,333,185	90.62	91.49	91.22
0	1,827,667	98.13	98.03	97.83
688,780	7,505,518	8.88	13.90	15.24
0	44,465,573	98.22	98.29	98.17
18,610,176	136,702,262	13.80	13.11	13.31
18,610,176	181,167,835	92.56	92.44	91.90

5. 町税税率の経緯

区分		年度	56	57	58
町民税	個人所得割	均等割	町民税 1,000円 県民税 500円		
		町民税	課税標準額	税率(%)	速算控除(円)
			30万円以下の金額	2	0
			30万円を超え45万円以下の金額	3	3,000
			45万円を超え70万円以下の金額	4	7,500
			70万円を超え100万円以下の金額	5	14,500
			100万円を超え130万円以下の金額	6	24,500
			130万円を超え230万円以下の金額	7	37,500
			230万円を超え370万円以下の金額	8	60,500
			370万円を超え570万円以下の金額	9	97,500
570万円を超え950万円以下の金額	10		154,500		
950万円を超え1,900万円以下の金額	11		249,500		
1,900万円を超え2,900万円以下の金額	12		439,500		
2,900万円を超え4,900万円以下の金額	13		729,500		
4,900万円を超える金額	14		1,219,500		
県民税	150万円以下の金額	2	0		
	150万円を超える金額	4	30,000		
税人	法人均等割	均等割	資本金の金額	従業者数	税率
			1,000万円以下		8,000円
			1,000万円を超え1億円以下の金額		24,000円
			1億円を超え10億円以下の金額	100人以下	24,000円
				100人超	80,000円
			10億円を超え50億円以下の金額	100人以下	80,000円
				100人超	400,000円
			50億円を超える金額	100人以下	80,000円
				100人超	800,000円
			資本金の金額	従業者数	税率
1,000万円以下	50人以下	16,000円			
	50人超	48,000円			
1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	48,000円			
	50人超	60,000円			
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	60,000円			
	50人超	160,000円			
10億円を超え50億円以下の金額	50人以下	160,000円			
	50人超	700,000円			
50億円を超える金額	50人以下	160,000円			
	50人超	1,200,000円			
法人税割		12.1%	昭和55年8月以降	12.3%	
固定資産税		1.4%	免税点	土地 150,000円 家屋 80,000円 償却資産 1,000,000円	
軽自動車		原動機付自転車	軽自動車		
		50cc以下 700円	二輪	2,200円	
		90cc以下 1,100円	三輪	2,850円	
		125cc以下 1,450円	四輪		
		小型特殊自動車	貨物 営業用	2,900円	
		農耕用 1,450円	自家用	3,650円	
		その他 4,300円	乗用 営業用	5,200円	
		二輪の小型自動車 3,650円	自家用	6,500円	
町たばこ消費税		18.1%			
電気税		5% (2,400円)	昭和55年6月以降	5% (3,600円)	
ガス税		2% (7,000円)	昭和55年6月以降	2% (10,000円)	
			昭和57年6月以降	2% (12,000円)	
木材取引税		2%			
特別土地保有税		保有分 1.4% (5,000㎡以上)			
		取得分 3% (5,000㎡以上)			
都市計画税		0.2%			
国民健康保険税	所得割	4.05%	5.04%	6.23%	
	資産割	29%	34%	37%	
	均等割	5,000円	5,700円	6,000円	
	平等割	8,000円	9,300円	10,000円	
	課税限度額	240,000円			

59	60					
	町民税 1, 5 0 0 円 県民税 7 0 0 円					
	<table><tr><th colspan="2">課 税 標 準 額</th><th>税率(%)</th><th>速算控除 (円)</th></tr><tr><td rowspan="14">町 </td></tr></table>	課 税 標 準 額		税率(%)	速算控除 (円)	町
課 税 標 準 額		税率(%)	速算控除 (円)			
町 						

昭和59年4月1日
以降に終了する
事業年度から適用

資本金の金額	従業者数	税 率
1,000万円以下	50人以下	40,000円
	50人超	120,000円
1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	120,000円
	50人超	150,000円
1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	150,000円
	50人超	400,000円
10億円を超え50億 円以下の金額	50人以下	400,000円
	50人超	1,750,000円
50億円を超える金 額	50人以下	400,000円
	50人超	3,000,000円

原動機付自転車 軽自動車 50cc以下1,000円 二 輪 2,400円 90cc以下1,200円 三 輪 3,100円 125cc以下1,600円 四 輪 小型特殊自動車 貨物 営業用3,000円 農 耕 用 1,600円 自家用4,000円 そ の 他 4,700円 乗用 営業用5,500円 二輪の小型自動車4,000円 自家用7,200円	原動機付自転車 軽自動車 50cc以下1,000円 二 輪 2,400円 90cc以下1,200円 三 輪 3,100円 125cc以下1,600円 四 輪 ミニカー 貨物 営業用3,000円 50cc以下2,500円 自家用4,000円 小型特殊自動車 乗用 営業用5,500円 農 耕 用 1,600円 自家用7,200円 そ の 他 4,700円 二輪の小型自動車4,000円
	従価割 14.3% 従量割 千本につき350円

5.03%
34%
6,600円
11,400円
350,000円

区分		年度	61	62	
町民税	個人所得割	均等割	町民税 1,500円 県民税 700円		
		町民税	課税標準額		
			20万円以下の金額	2.5 0	
			20万円を超え45万円以下の金額	3 1,000	
			45万円を超え70万円以下の金額	4 5,500	
			70万円を超え95万円以下の金額	5 12,500	
			95万円を超え120万円以下の金額	6 22,000	
			120万円を超え220万円以下の金額	7 34,000	
			220万円を超え370万円以下の金額	8 56,000	
			370万円を超え570万円以下の金額	9 93,000	
			570万円を超え950万円以下の金額	10 150,000	
			950万円を超え1,900万円以下の金額	11 245,000	
			1,900万円を超え2,900万円以下の金額	12 435,000	
			2,900万円を超え4,900万円以下の金額	13 725,000	
	4,900万円を超える金額	14 1,215,000			
県民税	150万円以下の金額	2 0			
	150万円を超える金額	4 30,000			
法人税	均等割	資本金の金額	従業員数	税率	
		1,000万円以下	50人以下	40,000円	
			50人超	120,000円	
		1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	120,000円	
			50人超	150,000円	
		1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	150,000円	
			50人超	400,000円	
		10億円を超え50億円以下の金額	50人以下	400,000円	
			50人超	1,750,000円	
		50億円を超える金額	50人以下	400,000円	
			50人超	3,000,000円	
		法人税割	12.3%		
		固定資産税	1.4%	免税点	土地 150,000円 家屋 80,000円 償却資産 1,000,000円
		軽自動車	原動機付自転車	軽自動車	
		50cc以下1,000円	二輪	2,400円	
	90cc以下1,200円	三輪	3,100円		
	125cc以下1,600円	四輪			
	ミニカー	貨物	営業用3,000円 自家用4,000円		
	50cc以下2,500円	乗用	営業用5,500円 自家用7,200円		
	小型特殊自動車				
	農耕用 1,600円				
	その他 4,700円				
	二輪の小型自動車 4,000円				
町たばこ消費税	従価割 14.3%	従量割	千本につき640円		
電気税					
ガス税					
木材取引税			税目廃止		
特別土地保有税	保有分 1.4% (5,000㎡以上) 取得分 3% (5,000㎡以上)				
都市計画税	0.2%				
国民健康保険税	所得割	5.7%	5.7%		
	資産割	34%	34%		
	均等割	8,000円	8,000円		
	平等割	14,000円	14,000円		
	課税限度額	370,000円	390,000円		

63	元	2
----	---	---

課 税 標 準 額		税率(%)	速算控除(円)
町 民 税	60万円以下の金額	3	0
	60万円を超え130万円以下の金額	5	12,000
	130万円を超え260万円以下の金額	7	38,000
	260万円を超え460万円以下の金額	8	64,000
	460万円を超え950万円以下の金額	10	156,000
	950万円を超え1,900万円以下の金額	11	251,000
	1,900万円を超える金額	12	441,000
	150万円以下の金額	2	0
県 民 税	150万円を超え260万円以下の金額	3	13,000
	260万円を超える金額	4	39,000

課 税 標 準 額		税率(%)	速算控除(円)
町 民 税	120万円以下の金額	3	0
	120万円を超え500万円以下の金額	8	60,000
	500万円を超える金額	11	210,000
県 民 税	500万円以下の金額	2	0
	500万円を超える金額	4	100,000

	従量税 千本につき1,997円 元年度よりたばこ消費税から (旧3級品千本につき948円) たばこ税に変更
	税目廃止
	税目廃止

6.08%	6.48%
34%	34%
8,500円	8,500円
14,500円	14,500円
400,000円	420,000円

区分		年度	3	4	5	6	
町 民 税	個 人 所 得 割	均 等 割	町民税 1, 5 0 0円 県民税 7 0 0円				
		課 税 標 準 額	税率(%)	速算控除 (円)			
			町 民 税	1 6 0万円以下の金額	3	0	
				1 6 0万円を超え5 5 0万円以下の金額	8	80,000	
	5 5 0万円を超える金額			11	245,000		
	県 民 税		5 5 0万円以下の金額	2	0		
			5 5 0万円を超える金額	4	110,000		
		法 人 均 等 割	資本金の金額	従業者数		税 率	
	1, 0 0 0万円以下			5 0人以下	4 0, 0 0 0円		
				5 0人超	1 2 0, 0 0 0円		
1, 0 0 0万円を超え 1 億円以下の金額	5 0人以下			1 2 0, 0 0 0円			
	5 0人超			1 5 0, 0 0 0円			
1 億円を超え1 0 億 円以下の金額	5 0人以下			1 5 0, 0 0 0円			
	5 0人超			4 0 0, 0 0 0円			
1 0 億円を超え5 0 億 円以下の金額	5 0人以下			4 0 0, 0 0 0円			
	5 0人超			1, 7 5 0, 0 0 0円			
5 0 億円を超える金 額	5 0人以下			4 0 0, 0 0 0円			
	5 0人超			3, 0 0 0, 0 0 0円			
法人税割	12.3%						
固 定 資 産 税	1.4%	免税点	{ 土 地 3 0 0, 0 0 0円 家 屋 2 0 0, 0 0 0円 償却資産 1, 5 0 0, 0 0 0円				
軽 自 動 車	原動機付自転車 軽自動車 5 0 cc以下1, 0 0 0円 二 輪 2, 4 0 0円 9 0 cc以下1, 2 0 0円 三 輪 3, 1 0 0円 1 2 5 cc以下1, 6 0 0円 四 輪 ミニカー 貨物 営業用3, 0 0 0円 5 0 cc以下2, 5 0 0円 自家用4, 0 0 0円 小型特殊自動車 乗用 営業用5, 5 0 0円 農 耕 用 1, 6 0 0円 自家用7, 2 0 0円 そ の 他 4, 7 0 0円 二輪の小型自動車4, 0 0 0円						
町 た ば こ 税	従量税 千本につき1, 9 9 7円 (旧3級品千本につき9 4 8円)						
特別土地保有税	保有分 1.4% (5,000㎡以上) 取得分 3% (5,000㎡以上)						
都 市 計 画 税	0.2%						
国民健康 保険税	所 得 割	6.6%	7.0%	7.0%			
	資 産 割	34%	34%	34%			
	均 等 割	9, 0 0 0円	10, 0 0 0円	1 0, 0 0 0円			
	平 等 割	1 5, 0 0 0円	1 6, 0 0 0円	1 6, 0 0 0円			
	課税限度額	4 4 0, 0 0 0円	4 6 0, 0 0 0円	5 0 0, 0 0 0円			

7	8	9
町民税 2,000円 県民税 1,000円		

課税標準額		税率(%)	速算控除(円)
町民税	200万円以下の金額	3	0
	200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000
	700万円を超える金額	11	310,000
県民税	700万円以下の金額	2	0
	700万円を超える金額	4	140,000

課税標準額		税率(%)	速算控除(円)
町民税	200万円以下の金額	3	0
	200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000
	700万円を超える金額	12	380,000
県民税	700万円以下の金額	2	0
	700万円を超える金額	3	70,000

平成6年4月1日
以降に終了する
事業年度から適用

資本金の金額	従業者数	税率
1,000万円以下	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
1,000万円を超え 1億円以下の金額	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
1億円を超え10億 円以下の金額	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
10億円を超える金額	50人以下	410,000円
	50人超	1,750,000円
50億円を超える金額	50人超	3,000,000円

従量税 千本につき2,434円
(旧3級品千本につき1,155円)

6.2%	6.5%
34%	34%
10,000円	15,000円
16,000円	20,000円
500,000円	520,000円

区分		年度	10	11						
町民税	個人所得割	均等割	町民税 2,000円 県民税 1,000円							
		課税標準額	税率(%)	速算控除(円)	課税標準額	税率(%)	速算控除(円)			
			町民税	200万円以下の金額	3	0	町民税	200万円以下の金額	3	0
			200万円を超え 700万円以下の金額	8	100,000	200万円を超え 700万円以下の金額	8	100,000		
			700万円を超える金額	12	380,000	700万円を超える金額	10	240,000		
			県民税	700万円以下の金額	2	0	700万円以下の金額	2	0	
	700万円を超える金額	3	70,000	700万円を超える金額	3	70,000				
	法人税割			12.3%						
		固定資産税	1.4%	免税点 { 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円						
		軽自動車	原動機付自転車 軽自動車 50cc以下1,000円 二輪 2,400円 90cc以下1,200円 三輪 3,100円 125cc以下1,600円 四輪 ミニカー 貨物 営業用3,000円 50cc以下2,500円 自家用4,000円 小型特殊自動車 乗用 営業用5,500円 農耕用 1,600円 自家用7,200円 その他 4,700円 二輪の小型自動車4,000円							
町たばこ税		従量税 千本につき2,434円 (旧3級品千本につき1,155円)		従量税 千本につき2,668円 (旧3級品千本につき1,266円)						
特別土地保有税		保有分 1.4% (5,000㎡以上) 取得分 3% (5,000㎡以上)								
都市計画税		0.2%								
国民健康保険税	所得割	7.0%								
	資産割	35%								
	均等割	15,000円								
	平等割	20,000円								
	課税限度額	530,000円								

区分			年度	12	13	14
町 <						

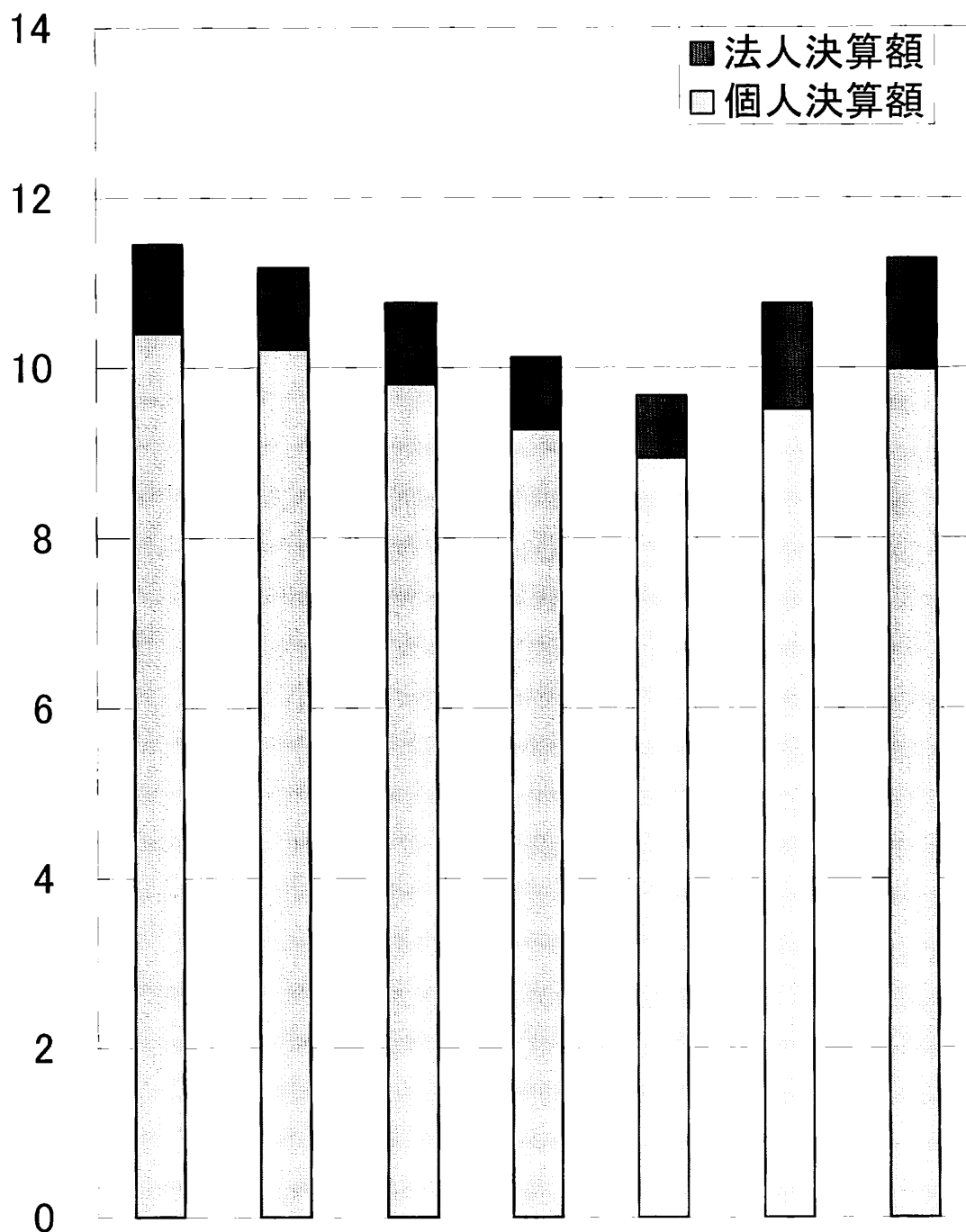
区分		年度	15	16	
町民税	個人所得割	均等割	町民税 2,000円 県民税 1,000円	町民税 3,000円 県民税 1,000円	
		課税標準額	税率(%)	速算控除(円)	
			町民税 200万円以下の金額	3	0
			200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000
			700万円を超える金額	10	240,000
		県民税 700万円以下の金額	2	0	
	700万円を超える金額	3	70,000		
	法人税割	均等割	資本金の金額	従業者数	税率
			1,000万円以下	50人以下	50,000円
				50人超	120,000円
1,000万円を超え1億円以下の金額			50人以下	130,000円	
			50人超	150,000円	
1億円を超え10億円以下の金額			50人以下	160,000円	
			50人超	400,000円	
10億円を超える金額			50人以下	410,000円	
			50人超	1,750,000円	
50億円を超える金額			50人超	3,000,000円	
法人税割		12.30%			
固定資産税		1.4%	免税点	土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円	
軽自動車		原動機付自転車	軽自動車		
		50cc以下 1,000円	二輪 2,400円		
		90cc以下 1,200円	三輪 3,100円		
		125cc以下 1,600円	四輪		
		ミニカー	貨物 営業用 3,000円		
		50cc以下 2,500円	自家用 4,000円		
		小型特殊自動車	乗用 営業用 5,500円		
		農耕用 1,600円	自家用 7,200円		
		小型特殊1,000cc以下 2,400円			
		その他 4,700円			
		二輪の小型自動車 4,000円			
町たばこ税		千本につき2,977円 (旧3級品千本につき1,412円)			
特別土地保有税		課税停止			
都市計画税		0.2%			
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	7.8%		
		資産割	26.6%		
		均等割	19,500円		
		平等割	22,500円		
		課税限度額	530,000円		
	介護納付金課税額	所得割	0.8%		
		均等割	9,000円		
		課税限度額	70,000円		

区分		年度	17	18																										
町民税	個人所得割	均等割	町民税 3,000円 県民税 1,000円 町民税 1,500円 県民税 500円 ※ 平成17年度のみ生計を同一とする妻の均等割額は半額課税	町民税 3,000円 県民税 1,000円 ※ 生計を同一とする妻の均等割額は全額課税 ※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての均等割額は、次のとおりである ・平成18年度 町民税 1,000円 県民税 300円 ・平成19年度 町民税 2,000円 県民税 600円 ・平成20年度 町民税 3,000円 県民税 1,000円																										
		所得割	<table><tr><th>課税標準額</th><th>税率(%)</th><th>速算控除(円)</th></tr><tr><td>町民税 200万円以下の金額</td><td>3</td><td>0</td></tr><tr><td>町民税 200万円を超え700万円以下の金額</td><td>8</td><td>100,000</td></tr><tr><td>町民税 700万円を超える金額</td><td>10</td><td>240,000</td></tr><tr><td>県民税 700万円以下の金額</td><td>2</td><td>0</td></tr><tr><td>県民税 700万円を超える金額</td><td>3</td><td>70,000</td></tr></table>	課税標準額	税率(%)	速算控除(円)	町民税 200万円以下の金額	3	0	町民税 200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000	町民税 700万円を超える金額	10	240,000	県民税 700万円以下の金額	2	0	県民税 700万円を超える金額	3	70,000	※ 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において、65歳以上であった者についての所得割額は、次のとおりである ・平成18年度 1/3課税 ・平成19年度 2/3課税 ・平成20年度 全額課税								
		課税標準額	税率(%)	速算控除(円)																										
		町民税 200万円以下の金額	3	0																										
町民税 200万円を超え700万円以下の金額	8	100,000																												
町民税 700万円を超える金額	10	240,000																												
県民税 700万円以下の金額	2	0																												
県民税 700万円を超える金額	3	70,000																												
法人税割	<table><tr><th>資本金の金額</th><th>従業者数</th><th>税率</th></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円以下</td><td>50人以下</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の金額</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超える金額</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円を超え50億円以下の金額</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr></table>	資本金の金額	従業者数	税率	1,000万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円を超える金額	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	10億円を超え50億円以下の金額	50人超	1,750,000円	50人超	3,000,000円	
資本金の金額	従業者数	税率																												
1,000万円以下	50人以下	50,000円																												
	50人超	120,000円																												
1,000万円を超え1億円以下の金額	50人以下	130,000円																												
	50人超	150,000円																												
1億円を超え10億円以下の金額	50人以下	160,000円																												
	50人超	400,000円																												
10億円を超える金額	50人以下	410,000円																												
	50人超	1,750,000円																												
10億円を超え50億円以下の金額	50人超	1,750,000円																												
	50人超	3,000,000円																												
		12.30%																												
固定資産税			1.4%	免税点 { 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円																										
軽自動車			原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 50cc以下 2,500円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 小型特殊1,000cc以下 2,400円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円																										
町たばこ税			千本につき2,977円 (旧3級品千本につき1,412円)	千本につき3,298円 (旧3級品千本につき1,564円)																										
特別土地保有税			課税停止																											
都市計画税			0.2%																											
国民健康保険税	基礎課税額	所得割	7.8%	8.3%																										
		資産割	26.6%	25.0%																										
		均等割	19,500円	29,400円																										
		平等割	22,500円	31,200円																										
	介護納付金課税額	課税限度額	530,000円	530,000円																										
		所得割	0.8%	1.4%																										
		均等割	9,000円	13,000円																										
		課税限度額	70,000円	90,000円																										

Ⅲ 税目別概況

(1)町 民 税

億円



	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
合 計	1,144,851	1,117,497	1,076,183	1,012,138	967,279	1,075,850	1,127,734
個人決算額	1,040,518	1,021,790	980,350	927,148	893,092	950,656	998,521
法人決算額	104,333	95,707	95,833	84,990	74,187	125,194	129,213

(単位: 千円)

1. 町民税のあらまし

■ 個人町民税

1. 納税義務者

- (1) 町内に住所がある人
 - (2) 町内に事務所、事業所又は家屋等を有する人で町内に住所を有しない人
- ※ 住所・事務所の所在は、各年の1月1日現在の状況による。

2. 課税標準

(1) 均等割

(2) 所得割

- ①所得金額：
 - ・総所得金額
 - ・山林所得の金額
 - ・退職所得の金額
 - ・土地等に係る事業所得等の金額
 - ・長期譲渡所得の金額
 - ・短期譲渡所得の金額
 - ・株式等に係る譲渡所得等の金額
 - ・先物取引に係る雑所得等の金額
- ②所得控除：
 - ・雑損控除額
 - ・医療費控除額
 - ・社会保険料控除額
 - ・小規模企業共済等掛金控除額
 - ・生命保険料控除額
 - ・損害保険料控除額
 - ・寄附金控除額
 - ・障害者控除額
 - ・~~老年者控除額~~（平成18年度より廃止）
 - ・寡婦(寡夫)控除額
 - ・勤労学生控除額
 - ・配偶者控除額
 - ・配偶者特別控除額
 - ・扶養控除額
 - ・基礎控除額
- ③課税標準額：
 - ・課税総所得金額
 - ・課税山林所得金額
 - ・課税退職所得金額
 - ・土地等に係る課税事業所得等の金額
 - ・課税長期譲渡所得の金額
 - ・課税短期譲渡所得の金額
 - ・株式等に係る課税譲渡所得の金額
 - ・先物取引に係る課税雑所得等の金額

▽所得控除のうち所得税と異なるもの

・生命保険料控除

ア 支払った保険料が一般の生命保険料だけの場合、支払った保険料が

(ア)15,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)15,000円を超え40,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 7,500$ 円

(ウ)40,000円を超え70,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 17,500$ 円

(エ)70,000円を超える場合：35,000円

イ 支払った保険料が個人年金生命保険料だけの場合、支払った保険料が

(ア)15,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ)15,000円を超え40,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/2 + 7,500$ 円

(ウ)40,000円を超え70,000円以下の場合： $(\text{支払った保険料の金額の合計額}) \times 1/4 + 17,500$ 円

(エ)70,000円を超える場合：35,000円

ウ 支払った保険料が一般の生命保険料と個人年金生命保険料との両方である場合：

$(\text{支払った保険料についてアにより求めた金額}) + (\text{支払った保険料についてイにより求めた金額})$

・損害保険料控除

ア 支払損害保険料のすべてが短期損害保険契約等に係るものである場合、支払った保険料が

(ア)1,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ) 1,000 円を超え 3,000 円以下の場合：(支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 500 円

(エ) 3,000 円を超える場合：2,000 円

イ 支払損害保険料のすべてが長期損害保険契約等に係るものである場合、支払った保険料が

(ア) 5,000 円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ) 5,000 円を超え 15,000 円以下の場合：(支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 2,500 円

(エ) 15,000 円を超える場合：10,000 円

ウ 支払損害保険料のうちに、短期損害保険契約等に係るものと長期損害保険契約等に係るものとがある場合

(ア) ア及びイの規定に準じて計算した金額の合計額が 10,000 円以下の場合：当該合計金額

(イ) ア及びイの規定に準じて計算した金額の合計額が 10,000 円を超える場合：10,000 円

・ 寄附金控除

(都道府県、共同募金会及び日本赤十字社に対する寄附金の合計額と総所得金額等の 25% 相当額とのいずれか低い金額) - 10 万円

・ 障害者控除：一人につき 26 万円 (特別障害者の場合：30 万円)

・ 寡婦 (寡夫) 控除：26 万円 (特定寡婦の場合：30 万円)

・ 勤労学生控除：26 万円 ・ ~~老年者控除：48 万円~~ (平成 18 年度より廃止)

・ 配偶者控除

ア 控除対象配偶者：33 万円

イ 老人控除対象配偶者 (70 歳以上)：38 万円

ウ 控除対象配偶者が特別障害者で、かつ、同居している場合：56 万円

エ 老人控除対象配偶者 (70 歳以上) 特別障害者で、かつ、同居している場合：61 万円

・ 配偶者特別控除

配偶者の所得に応じ控除されます。ただし、前年の合計所得が 1,000 万円を超える場合は控除されません。

※ 青色事業専従者に該当する人で青色事業専従者給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者に該当する人は受けられません。

控除対象配偶者に該当する場合		控除対象配偶者に該当しない場合	
配偶者の所得金額 (円)	控除額 (円)	配偶者の所得金額 (円)	控除額 (円)
配偶者特別控除は受けられません。 (平成 16 年度税制改正。平成 17 年度分から適用)		380,001～449,999	330,000
		450,000～499,999	310,000
		500,000～549,999	260,000
		550,000～599,999	210,000
		600,000～649,999	160,000
		650,000～699,999	110,000
		700,000～749,999	60,000
		750,000～799,999	30,000
		800,000～	0

・扶養控除

ア 扶養親族一人につき33万円。ただし、扶養親族が特定扶養親族（16歳以上23歳未満）の場合、一人につき45万円、また、老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき38万円、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき45万円

イ 扶養親族が特別障害者で、かつ、同居している場合、一人につき56万円。ただし、その扶養親族が特定扶養親族の場合、一人につき68万円、また、老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき61万円、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している老人扶養親族（70歳以上）である場合は、一人につき68万円

3. 税 率

（1）均等割：町民税3,000円・県民税1,000円（標準課税）

※ 年齢65歳以上の者のうち前年の合計所得金額が125万円以下のものに対する非課税措置は、段階的に廃止されました。ただし、平成17年1月1日現在において65歳に達していた人の個人住民税については次のとおりです。（平成17年度税制改正）

（均等割）

- ・平成18年度均等割課税、町民税1,000円・県民税 300円（3分の1課税）
- ・平成19年度均等割課税、町民税2,000円・県民税 600円（3分の2課税）
- ・平成20年度均等割課税、町民税3,000円・県民税1,000円（全課税）

（所得割）

- ・平成18年度、3分の1課税
- ・平成19年度、3分の2課税
- ・平成20年度、全課税

（2）所得割：（標準課税）（分離課税に係る所得割を除く。）

課税所得の段階	町民税（標準税率）	県民税（標準税率）
一 律	6 %	4 %

① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に対する税額

課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額×6%（県民税4%）＝算出税額

② 土地等に係る事業所得等に対する税額

次のア又はイの金額のうちいずれか多い金額

ア （土地等に係る課税事業所得等の金額）×7.2%（県民税4.8%）＝所得割額

イ 次の算式により計算した金額

{（土地等に係る課税事業所得等の金額）+（課税総所得金額）×（通常の税率）
－（課税総所得金額）×（通常の税率）}×110%＝所得割額

③ 土地建物等の譲渡所得に対する税額（分離課税）

○長期譲渡所得

ア 一般の長期譲渡所得

課税長期譲渡所得金額×3%（県民税2%）＝所得割額

※ 優良住宅地等の譲渡所得金額については次による金額

(ア) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下の場合

課税長期譲渡所得金額 $\times$ 2.4% (県民税 1.6%) = 所得割額

(イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合

48 万円 (県民税 32 万円) + (課税長期譲渡所得金額 - 2,000 万円) $\times$ 3% (県民税 2%) = 所得割額

※ 居住用財産に係る長期譲渡所得

(所有期間が 10 年を超える長期譲渡所得のうち居住用財産に係る長期譲渡所得)

(ア) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下の場合

課税長期譲渡所得金額 $\times$ 2.4% (県民税 1.6%) = 所得割額

(イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合

144 万円 (県民税 96 万円) + (課税長期譲渡所得金額 - 6,000 万円) $\times$ 3% (県民税 2%) = 所得割額

○短期譲渡所得

イ 短期譲渡所得

課税短期譲渡所得金額 $\times$ 5.4% (県民税 3.6%) = 所得割額

※ 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得

課税短期譲渡所得金額 $\times$ 3% (県民税 2%) = 所得割額

④ 株式等に係る譲渡所得等に対する税額の計算

道府県民税株式等譲渡所得割を徴収されていない株式等の譲渡所得については、他の所得と区別し、原則として 3% (県民税 2%) の税率により所得割が課税される。

株式等譲渡益課税制度の概要

区 分	概 要
上場株式等 ・上場株式 ・店頭登録株式 ・ETF等	申告分離課税 譲渡益 $\times$ 20% (所得税 15%、 町民税 3%、県民税 2%) 〈平成 15~20 年の譲渡の特例〉 譲渡益 $\times$ 10% (所得税 7%、 町民税 1.8%、県民税 1.2%) (注) 上場株式等の譲渡損失の繰越控除 平成 15 年 1 月 1 日以後の譲渡による損失金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後 3 年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除が可能である。 ※ 源泉徴収口座による申告不要の特例 源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収口座を選択した特定口座) を通じて行われる上場株式等の譲渡による所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができる。
その他の株式等	申告分離課税 譲渡益 $\times$ 20% (所得税 15%、町民税 3%、県民税 2%)

⑤ 先物取引に係る雑所得等に対する税額の計算

先物取引による所得で、一定のものについては、他の所得と分離して課税することとされており、その税率は、3% (県民税 2%) の税率により所得割が課税される。

(3) 所得割額の計算

○一般的な例……………(所得金額)－(所得控除額)＝(課税所得金額)

(課税所得金額)×税率－税額控除＝所得割額

○複数の所得がある方は次のとおりです。

① 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額×税率＝算出税額

② 土地等に係る課税事業所得等の金額×税率＝算出税額

③ 課税短期譲渡所得金額×税率＝算出税額

④ 課税長期譲渡所得金額×税率＝算出税額

⑤ 株式等に係る課税譲渡所得等の金額×税率＝算出税額

⑥ 先物取引に係る課税雑所得等の金額×税率＝算出税額

(算出税額①+②+③+④+⑤+⑥－調整控除－配当控除額免税額)－外国税額控除額＝所得割額

⑦ 配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額－配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額＝配当割額、株式等譲渡所得割額控除後の所得割額

※ 配当割額及び株式等譲渡所得割額で配当割額、株式等譲渡所得割額控除前の所得割額から控除しきれなかった金額があるときは、その控除しきれなかった金額を還付し、または当該納税義務者の申告書に係る年度分の県民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

4. 定率による税額控除

- ・平成11年度～平成17年度……………個人住民税所得割額の15%相当額(4万円を限度)
- ・平成18年度……………個人住民税所得割額の7.5%相当額(2万円を限度)
- ・平成19年度……………廃止

5. 調整控除

所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の金額を控除する。(平成19年度分以後適用)

①個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の場合

次のいずれか小さい金額の5%(町民税3%、県民税2%)

イ、人的控除額の差の合計額

ロ、個人住民税の合計課税所得金額

②個人住民税の合計課税所得金額が200万円超の場合

{①イ－(①ロ－200万円)}の5%(町民税3%、県民税2%)

ただし、上記の金額が2,500円未満の場合は、2,500円とする。

人的控除の一覧

(単位:万円)

控除の種類	住民税	所得税	差額
障害者控除	26	27	1
特別障害者(身体上1～2級)	30	40	10
寡婦(寡夫)控除	26	27	1
特定寡婦(所得500万円以下、子有)	30	35	5
勤労学生控除(所得65万円以下)	26	27	1
配偶者控除(所得38万円以下)	33	38	5
老人控除対象配偶者(70歳以上)	38	48	10
同居の特障の控除対象配偶者	56	73	17
同居の特障の老人控除対象配偶者	61	83	22
配偶者特別控除(所得76万円未満)	—	—	—
前年所得38万円を超40万円未満	33	38	5
前年所得40万円以上45万円未満	33	36	3
扶養控除(所得38万円以下)	33	38	5
特定扶養親族(16歳～22歳)	45	63	18
老人扶養親族(70歳以上)	38	48	10
同居老親等扶養親族(70歳以上)	45	58	13
同居の特別障害者	56	73	17
同居の特障の特定扶養親族	68	98	30
同居の特障の老人扶養親族	61	83	22
同居の特障の同居老親等扶養親族	68	93	25
基礎控除	33	38	5

※ 老年者控除は平成18年度分(所得税平成17年分)から廃止。

6. 賦課期日・納期

(1) 賦課期日：1月1日現在で酒々井町に住所を有する人又は居住する人を対象とする。

(2) 納 期

ア 均等割及び所得割（退職分離課税に係る所得割を除く。）

（ア）普通徴収の場合：年税額を4回に分けて納税する。

期別	1 期	2 期	3 期	4 期
納期	6月16日～6月30日	8月16日～8月31日	10月16日～10月31日	1月16日～1月31日

（イ）特別徴収の場合：勤務先の会社や事業所で毎月の給与等から天引きされ納税する。

6月から翌年5月までの間で、翌月の10日納付

イ 退職分離課税に係る所得割

徴収の日の属する月の翌月の10日納付

■ 法人町民税

1. 納税義務者

- (1) 町内に事務所又は事業所を有する法人（人格のない社団等で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。）
- (2) 町内に寮等を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しない法人
- (3) 町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団代表者又は管理人の定めのあるもの（(1)に該当するものを除く。）

2. 課税標準

- (1) 均等割 （法人の所得に関係なく資本金等の金額によって一律に課税される。）
- (2) 法人税割 （法人税額に一定の税率を乗じて課税される。）

3. 税 率

- (1) 均等割（標準税率）

法 人 等 の 区 分	年 額
① 資本等の金額が 50 億円を超える法人で町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者数(以下「従業者数」という。)の合計数が 50 人を超えるもの	300 万円
② 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	175 万円
③ 資本等の金額が 10 億円を超える法人で従業者数の合計数が 50 人以下であるもの	41 万円
④ 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	40 万円
⑤ 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人以下であるもの	16 万円
⑥ 資本等の金額が 1,000 万円を超え 1 億円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	15 万円
⑦ 資本等の金額が 1,000 万円を超え 1 億円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人以下であるもの	13 万円
⑧ 資本等の金額が 1,000 万円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	12 万円
⑨ 前各号に掲げる法人以外の法人	5 万円

- (2) 法人税割（標準税率）：課税標準となる法人税額 × 税率(12.3%)

4. 申告・納税

申告納付の方法により納税

- (1) 事業年度を 6 か月としている法人の申告納付

法人の事業年度が 6 か月である場合、法人税の申告書を提出する期限までに法人町民税の申告書を提出するとともに、均等割額の 2 分の 1 の額と法人税割額の合算額を納税する。

- (2) 事業年度を 1 年としている法人の申告納付

法人の事業年度が 1 年である場合においては、先ず中間申告を行い、申告額を納税し、次に確定申告を行い、確定申告と中間申告との差額を納税する。

2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移

(単位：人・千円)

区 分	15		16		17		18		19		
	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	
普通徴収	均等割のみ	558	1,116	596	1,788	606	1,529	675	1,765	709	1,982
	所得割のみ	567	35,040	528	24,169	0	0	0	0	0	0
	均等割+所得割	2,619	204,846	2,719	206,483	3,541	255,340	4,086	295,255	4,287	388,871
	計	3,744	241,002	3,843	232,440	4,147	256,869	4,761	297,020	4,996	390,853
特別徴収	均等割のみ	95	190	114	342	150	345	159	471	159	475
	所得割のみ	424	33,703	517	39,858	0	0	0	0	0	0
	均等割+所得割	4,719	617,738	4,753	583,042	5,484	669,858	5,482	694,990	5,443	860,920
	計	5,238	651,631	5,384	623,242	5,634	670,203	5,641	695,461	5,602	861,395
合 計	均等割のみ	653	1,306	710	2,130	756	1,874	834	2,236	868	2,457
	所得割のみ	991	68,743	1,045	64,027	0	0	0	0	0	0
	均等割+所得割	7,338	822,584	7,472	789,525	9,025	925,198	9,568	990,245	9,730	1,249,791
	計	8,982	892,633	9,227	855,682	9,781	927,072	10,402	992,481	10,598	1,252,248
特別徴収義務者		2,596		2,639		2,701		2,663		2,664	

資料：課税状況等調査第2表、第3表

3. 個人町民税所得者区別課税額の推移

(単位：千円・%)

年 度 所得者区分	15			16			17			18			19		
	税 額	構 成 比	対前年 増減比	税 額	構 成 比	対前年 増減比	税 額	構 成 比	対前年 増減比	税 額	構 成 比	対前年 増減比	税 額	構 成 比	対前年 増減比
給与所得者	780,318	87.4	△ 6.2	753,463	88.0	△ 3.4	814,495	87.9	8.1	843,111	85.0	3.5	1,066,974	85.2	26.6
営業等所得者	41,721	4.7	△ 6.9	43,278	5.1	3.7	48,040	5.2	11.0	48,944	4.9	1.9	47,069	3.8	△ 3.8
農業所得者	176	0.0	△ 29.3	992	0.1	463.6	250	0.0	△ 74.8	291	0.0	16.4	393	0.0	35.1
その他の 所得者	70,418	7.9	12.1	57,949	6.8	△ 17.7	64,287	6.9	10.9	100,135	10.1	55.8	137,814	11.0	37.6
計	892,633	100	△ 5.0	855,682	100	△ 4.1	927,072	100	8.3	992,481	100	7.1	1,252,250	100	26.2

資料：課税状況等調査第2表

4. 個人町民税所得者区分別納税義務者の推移

(単位：人・%)

年 度 所得者区分	15			16			17			18			19		
	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比
給与所得者	7,478	83.3	0.4	7,627	82.7	2.0	8,138	83.2	6.7	8,273	79.5	1.7	8,397	79.2	1.5
営業等所得者	408	4.5	△ 1.4	377	4.0	△ 7.6	379	3.9	0.5	402	3.9	6.1	390	3.7	△ 3.0
農業所得者	23	0.3	△ 8.0	33	0.4	43.5	22	0.2	△ 33.3	23	0.2	4.5	20	0.2	△ 13.0
その他の所得者	1,073	11.9	8.4	1,190	12.9	10.9	1,242	12.7	4.4	1,704	16.4	37.2	1,791	16.9	5.1
計	8,982	100	1.2	9,227	100	2.7	9,781	100	6.0	10,402	100	6.3	10,598	100	1.9

資料：課税状況等調査第2表

5. 個人町民税所得者区分別総所得金額等の推移

(単位：千円・%)

年 度 所得者区分	15			16			17			18			19		
	総所得金額	構成比	対前年増減比	総所得金額	構成比	対前年増減比	総所得金額	構成比	対前年増減比	総所得金額	構成比	対前年増減比	総所得金額	構成比	対前年増減比
給与所得者	26,226,519	86.5	△ 3.5	25,575,589	86.4	△ 2.5	26,683,940	86.8	4.3	26,324,873	83.9	△ 1.3	26,699,067	83.8	1.4
営業等所得者	1,228,395	4.1	△ 4.1	1,165,405	3.9	△ 5.1	1,166,401	3.8	0.1	1,187,966	3.8	1.8	1,184,414	3.7	△ 0.3
農業所得者	22,993	0.1	△ 26.0	62,831	0.2	173.3	23,402	0.1	△ 62.8	18,947	0.1	△ 19.0	18,073	0.1	△ 4.6
その他の所得者	2,101,804	6.9	7.7	2,090,275	7.1	△ 0.5	2,490,544	8.1	19.1	3,316,484	10.6	33.2	3,452,489	10.8	4.1
分離課税所得者	731,456	2.4	17.6	717,835	2.4	△ 1.9	358,036	1.2	△ 50.1	504,628	1.6	40.9	492,041	1.6	△ 2.5
計	30,311,167	100	△ 2.4	29,611,935	100	△ 2.3	30,722,323	100	3.7	31,352,898	100	2.1	31,846,084	100	1.6

資料：課税状況等調査第5表、第6表、第7表、第8表、第9表、第11表、第12表、第56表、第58表

6. 個人町民税の所得控除額の推移

(単位：千円・%)

区 分	15		16		17		18		19	
	控 除 額	対前年度比	控 除 額	対前年度比	控 除 額	対前年度比	控 除 額	対前年度比	控 除 額	対前年度比
雑 損 控 除	2,736	38.6	2,227	△ 18.6	0	皆減	1,903	皆増	4,740	149.1
医 療 費 控 除	153,957	5.7	165,613	7.6	189,090	14.2	214,073	13.2	246,220	15.0
社 会 保 険 料 控 除	4,063,713	△ 1.0	4,296,519	5.7	4,325,427	0.7	4,455,254	3.0	4,629,674	3.9
小規模企業共済掛金控除	46,403	△ 4.0	46,310	△ 0.2	42,911	△ 7.3	47,321	10.3	45,447	△ 4.0
生 命 保 険 料 控 除	253,984	△ 2.2	256,730	1.1	267,489	4.2	274,407	2.6	278,288	1.4
損 害 保 険 料 控 除	14,787	△ 5.3	15,004	1.5	15,652	4.3	16,643	6.3	16,622	△ 0.1
寄 付 金 控 除	1,814	100.7	0	皆減	7	皆増	1,000	14,285.7	100	△ 90.0
障 害 者 控 除	60,560	1.7	63,760	5.3	63,880	0.2	79,240	24.0	83,860	5.8
老 年 者 控 除	277,440	6.1	294,240	6.1	360,960	22.7				
寡 婦 控 除	23,960	△ 13.4	26,800	11.9	26,740	△ 0.2	34,800	30.1	34,840	0.1
寡 大 控 除	2,860	10.0	3,900	36.4	2,860	△ 26.7	3,380	18.2	3,120	△ 7.7
勤 労 学 生 控 除	520	0.0	260	△ 50.0	0	皆減	780	皆増	780	0.0
配 偶 者 控 除	964,130	△ 0.0	981,030	1.8	1,050,850	7.1	1,136,010	8.1	1,123,270	△ 1.1
配 偶 者 特 別 控 除	781,960	3.4	802,560	2.6	34,240	△ 95.7	36,960	7.9	53,460	44.6
扶 養 控 除	1,642,220	△ 2.9	1,607,920	△ 2.1	1,626,760	1.2	1,616,350	△ 0.6	1,590,290	△ 1.6
基 礎 控 除	2,748,570	0.7	2,810,610	2.3	2,978,250	6.0	3,157,440	6.0	3,210,900	1.7
合 計	11,039,614	△ 0.3	11,373,483	3.0	10,985,116	△ 3.4	11,075,561	0.8	11,321,611	2.2

※ 平成18年度課税分から老年者控除が廃止になりました。

資料：課税状況等調査第58表

7. 平成19年度個人町民税の納税義務者等に関する調

(単位：人・千円)

年 度 所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合 計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	納税義務者数	町民税額
給与所得者	567	1,672	0	0	7,830	23,472	1,041,830	8,397	1,066,974
営業等所得者	65	192	0	0	325	970	45,907	390	47,069
農業所得者	11	32	0	0	9	26	335	20	393
その他の所得者	225	561	0	0	1,566	4,542	132,711	1,791	137,814
合 計	868	2,457	0	0	9,730	29,010	1,220,783	10,598	1,252,250

資料：課税状況等調書第2表

8. 個人町民税負担額の推移

(単位: 円)

区 分	年 度	15	16	17	18	19
人 口 1 人 当 り		43,298	40,372	43,126	45,952	57,742
一 世 帯 当 り		112,126	102,587	107,686	113,791	141,035
納 税 義 務 者 1 人 当 り		99,380	92,737	94,783	95,413	118,159
普 通 徴 収 1 人 当 り		64,370	60,484	61,941	62,386	78,233
特 別 徴 収 1 人 当 り		124,405	115,758	118,957	123,287	153,766

※ 平成19年度税務概要中の「2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移」を参照
 (人口・世帯数: 7月1日現在)
 人口 21,687人 世帯数 8,879世帯

9. 平成19年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況

課税標準額の段階	給 与 所 得 者		営 業 等 所 得 者		農 業 所 得 者	
	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額
10万円以下	290	13,220	22	1,093	1	38
10万円を超え 100万円以下	1,968	1,154,228	135	66,213	6	2,659
100万円を超え 200万円以下	2,385	3,505,200	71	101,454	1	1,516
200万円を超え 300万円以下	1,309	3,183,649	33	80,123	1	2,029
300万円を超え 400万円以下	708	2,455,551	27	92,021	0	0
400万円を超え 550万円以下	617	2,894,498	11	49,260	0	0
550万円を超え 700万円以下	292	1,793,430	8	48,388	0	0
700万円を超え 1,000万円以下	150	1,209,958	7	60,501	0	0
1,000万円を超える金額	72	1,210,923	9	281,459	0	0
合 計	7,791	17,420,657	323	780,512	9	6,242

(単位：人・千円)

その他の所得者		分離課税所得者		計	
人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額
52	2,730	24	146,975	389	164,056
746	419,410	24	120,891	2,879	1,763,401
421	582,513	19	84,619	2,897	4,275,302
132	324,775	21	88,674	1,496	3,679,250
75	252,577	7	35,007	817	2,835,156
36	165,759	8	88,518	672	3,198,035
7	41,746	3	31,820	310	1,915,384
11	86,771	8	98,122	176	1,455,352
8	108,849	5	147,383	94	1,748,614
1,488	1,985,130	119	842,009	9,730	21,034,550

資料：課税状況等調書第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表

10. 法人町民税調定額(現年課税分)の推移

(単位：人・千円・%)

区 分 \ 年 度	14	15	16	17	18
納 税 義 務 者	397	401	413	421	445
均 等 割 額	43,345	44,786	39,537	42,619	40,493
法 人 税 割 額	52,808	41,158	35,214	84,139	88,122
合 計	96,153	85,944	74,751	126,758	128,615
対 前 年 増 加 額	0.1	△ 10.6	△ 13.0	69.6	1.5

11. 平成18年度法人町民税月別調定額(現年課税分)

(単位：千円)

調 定 月	均 等 割	法 人 税 割	合 計
4	1,276	1,075	2,351
5	5,951	8,300	14,251
6	8,177	45,069	53,246
7	1,147	800	1,947
8	2,860	2,350	5,210
9	1,548	253	1,801
10	2,621	3,181	5,802
11	8,184	21,626	29,810
12	1,682	1,873	3,555
1	705	1,073	1,778
2	4,559	1,554	6,113
3	1,783	968	2,751
合 計	40,493	88,122	128,615

12. 法人町民税決算期別法人数

(平成18年度)

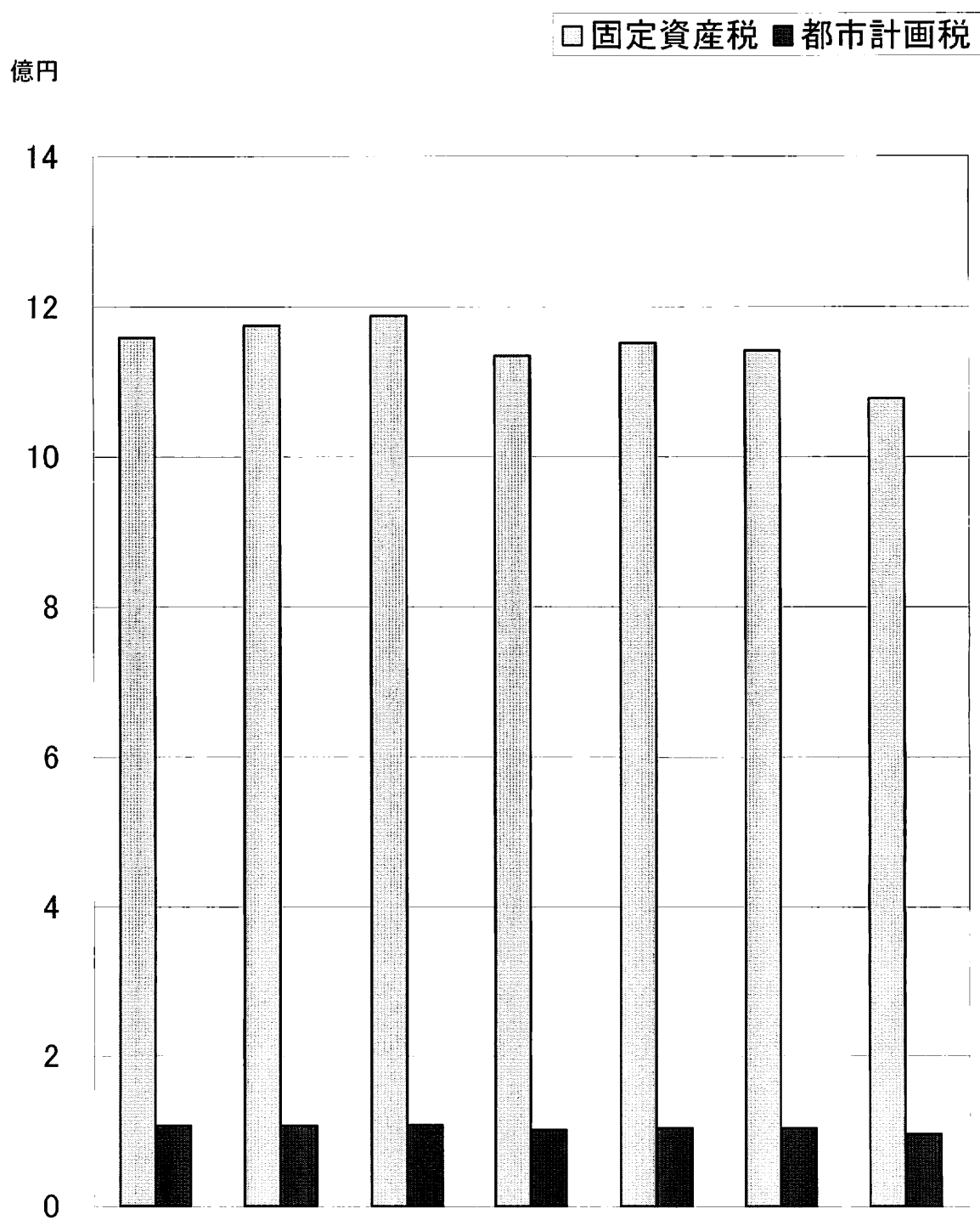
	1 2 か 月 決 算 法 人												合 計
決 算 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	
法 人 数	9	25	121	22	28	35	28	38	53	24	24	38	445

13. 法人の設立状況

(平成18年度)

法 人 等 の 区 分	分割法人	その他の法人	計
資本積立金額との合計額)が50億円を超える法人 (保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本 の金額又は出資金額を有しないもの及び公共法人 等を除く。次号から第5号において同じ。)で町内 に有する事務所、事業所、又は寮等の従業者(政 令で定める役員を含む。)の合計数(次号から第5 号において「従業者数の合計数」という。)が50人 を超えるもの	3	0	3
(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下で ある法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	0	0	0
(3) 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者 数の合計数が50人以下であるもの	29	1	30
(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下で ある法人で従業者数の合計数が50人をこえるもの	2	0	2
(5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下で ある法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	10	3	13
(6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下で ある法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	4	0	4
(7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下で ある法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	36	22	58
(8) 資本等の金額が1千万円以下である法人で従 業者数の合計数が50人を超えるもの	0	0	0
(9) 前各号に掲げる法人以外の法人	34	301	335
計	118	327	445

(2) 固定資産税・都市計画税



	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
固定資産税 決 算 額	1,158,941	1,174,759	1,187,759	1,134,501	1,151,239	1,141,338	1,077,557
都市計画税 決 算 額	107,566	107,334	108,566	102,428	104,616	104,533	96,814

(単位: 千円)

1. 固定資産税のあらまし

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、町内に土地、家屋、償却資産を所有している人が納める税金です。

1. 納税義務者

固定資産税を納める人は、原則として、固定資産の所有者で固定資産課税台帳に登録されている人です。

具体的には次のとおりです。

- (1)土地：土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
- (2)家屋：家屋登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
- (3)償却資産：償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合や農地法により国が買収した農地、土地区画整理事業による仮換地等については、その土地、家屋を現に所有している人が納税義務者になります。

2. 課税客体

土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。

- (1)土地：田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地
- (2)家屋：住家、店舗、工場、倉庫その他の建物など、屋根及び周壁によって一定の空間を持つ土地に定着した建造物
- (3)償却資産：土地及び家屋以外の事業に用いることができる機械、器具、備品等の資産（鉱業権、漁業権などの無形減価償却資産は除く。）で、その減価償却額が法人税法等の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの

3. 課税標準

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、町長がその価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。

(1)土地及び家屋の課税標準

土地と家屋については、原則として基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、賦課期日現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。第二年度及び第三年度は、新たな評価替えを行わず、基準年度の価格をそのまま据え置きます。

(2)償却資産の課税標準

1月1日現在の償却資産の状況について、その所有者からの申告に基づき、毎年評価し、その価格を決定して償却資産課税台帳に登録します。

4. 税額算定

課税標準額×税率＝固定資産税額となります。

(1)課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用

地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

ア. 土地：前年度課税標準額×負担水準による負担調整率

負担水準とは、その年度の評価額に対する前年度課税標準額の占める割合で、これにより負担調整率が決定します。小規模住宅用地、その他の住宅用地については、評価額にそれぞれの特例率（小規模住宅用地 $1/6$ ・その他の住宅用地 $1/3$ ）を乗じて算出します。

イ. 家屋：再建築価格×経年減点補正率

評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費（再建築価格）を求め、家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価率（経年減点補正率）を乗じて算出します。

在来分家屋の評価額は、基準年度ごとに、新築家屋の評価と同様に求めますが、その価額が前年度の価額を超える場合は、通常、前年度の価額に据え置かれます。

ウ. 償却資産：取得価額×（1－減価率）

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価され、定率法によって減価償却した残存価格が課税標準額となります。

(2) 税率

固定資産税の税率は、町の条例で100分の1.4としています。

市町村が税率を定める場合に、通常よるべきものとされている税率は、100分の1.4（標準税率）です。しかし、市町村で財政上特に必要があるときは、標準税率とは異なる税率を定めることができます。

(3) 免税点

町の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

ア. 土地： 30万円

イ. 家屋： 20万円

ウ. 償却資産：150万円

2. 都市計画税のあらまし

都市計画税は、道路、公園、上下水道などを整備する都市計画事業又は土地区画整理事業を行う市町村において、その事業にあてるために、目的税として課税されるものです。

1. 課税客体

都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋が都市計画税の対象となります。

2. 納税義務者

都市計画税を納める人は、課税の対象となる土地及び家屋の所有者です。

3. 課税標準額

土地、家屋とも固定資産税と同様の方法で求めます。住宅用地に係る課税標準の特例率については、小規模住宅用地で1／3、その他の住宅用地で2／3となります。

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税はかかりません。

4. 税率

税率は、100分の0.3を上限として、市町村の条例で定めることとされており、当町では、100分の0.2としています。

課税標準額×税率＝都市計画税額となります。

5. 納税の方法

固定資産税とあわせて納めることになっています。

※ 平成18年度固定資産税等の税制改正について

固定資産税の土地と家屋の評価額については、3年に一度評価替が行われます。平成18年度がこの年にあたり、土地と家屋の評価額の見直しが行われました。

税負担の調整措置については、平成9年度から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）を課税の公平の観点から均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、負担水準の高い土地は税負担を引き下げまたは据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

平成18年度の評価替の状況をみると、ある程度、負担水準の均衡化が進展しつつありますが、依然として地域や土地によってばらつきが残っています。同じ評価額であれば同じ税負担となるのが本来の姿です。平成18年度から平成20年度までの税負担の調整措置については、負担水準の高い土地については、これまでの制度を継続する一方、負担水準の低い土地については、制度を簡素なものとしながら、負担水準の均衡化をより一層促進する措置を講じることとしています。

1. 土地に係る固定資産税の負担調整措置

(1) 宅地等

① 商業地等

ア 負担水準が70%を超える土地については、当該年度の評価額の70%を課税標準額と

します。

イ 負担水準が 60%以上 70%以下の土地については、前年度課税標準額を据え置きます。

ウ 負担水準が 60%未満の土地については、前年度課税標準額に当該年度の評価額の 5%を加えた額を課税標準額とします。

ただし、当該額が、評価額の 60%を上回る場合には 60%相当額とし、評価額の 20%を下回る場合には 20%相当額とします。

② 住宅用地

ア 負担水準が 80%以上の土地については、前年度課税標準額を据え置きます。

イ 負担水準が 80%未満の土地については、前年度課税標準額に当該年度の評価額に住宅用地特例率（1/6 または 1/3）を乗じて得た額の 5%を加えた額を課税標準額とします。

ただし、当該額が、評価額の 80%を上回る場合には 80%相当額とし、評価額の 20%を下回る場合には 20%相当額とします。

住宅用地特例については、現行制度から変更ありません。

（2）農地（一般農地および一般市街化区域農地）

前年度課税標準額に負担水準の区分に応じて一定の調整率を乗じる現行の負担調整措置を継続します。（一般市街化区域農地に関する特例率（1/3）も継続します。）

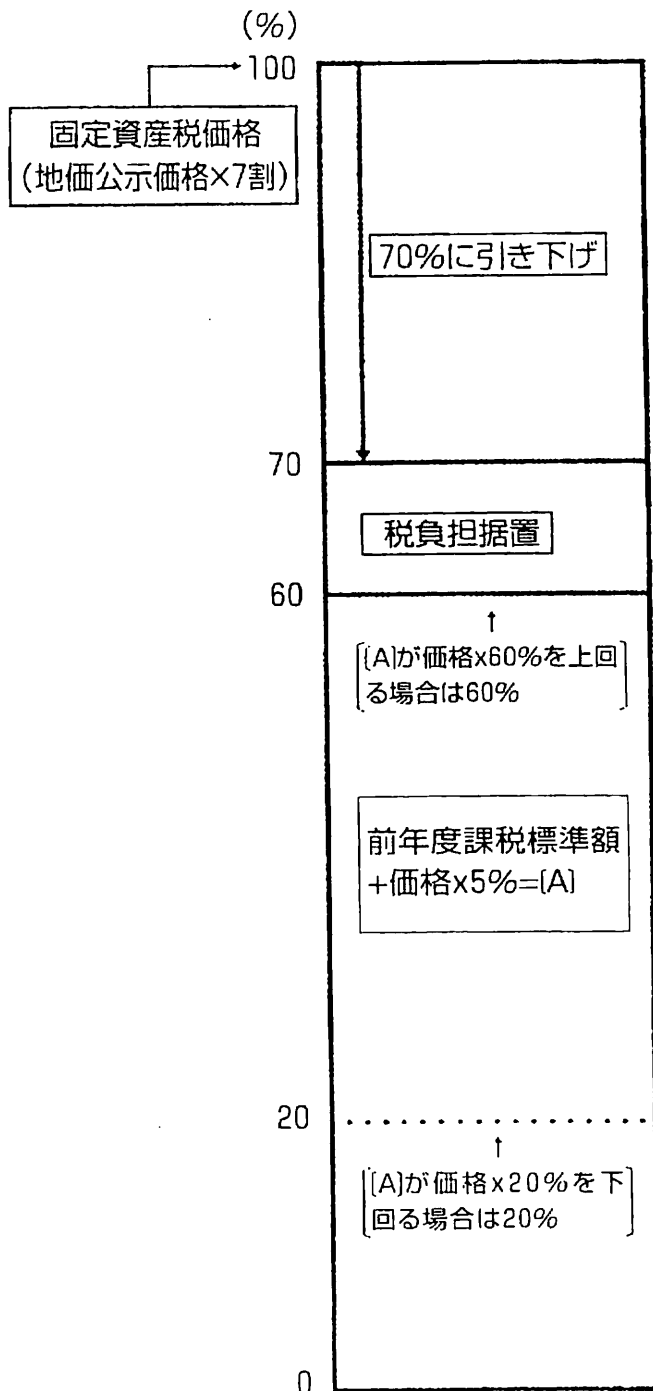
（3）据置年度の価格の修正

土地の価格は原則として、基準年度の価格を 3 年間据え置きますが、価格を据え置くべき平成 19 年度および平成 20 年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、簡易な方法によって価格の修正を行うこととなります。

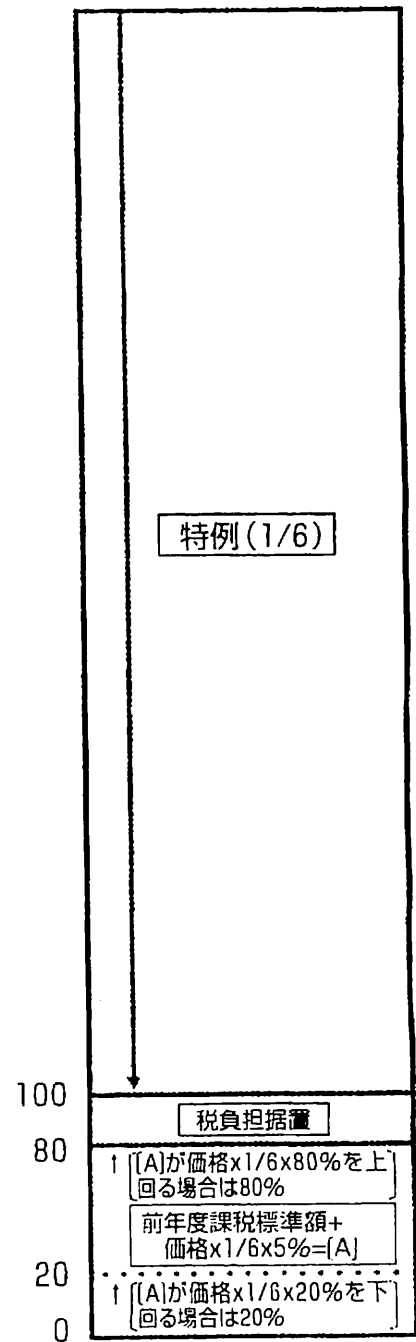
2. 都市計画税の税負担の調整措置

都市計画税の課税標準額も、固定資産税の負担調整措置と同様の方法により求めます。

商業地等の宅地



小規模住宅用地



3. 納税義務者数(現年課税分)の推移

年 度 区 分	15		16		17		18		19	
	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)	人数(人)	前年比(%)
固定資産税	8,017	103	8,302	104	8,467	102	8,553	101	8,692	102
都市計画税	5,898	103	6,177	105	6,359	103	6,413	101	6,554	102

資料：当初賦課実績

4. 土地の筆数及び家屋棟数(免税点以上)の推移

年 度 区 分	15		16		17		18		19	
	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)	筆棟数	前年比(%)
土地(筆)	25,074	101	25,189	100	25,325	101	25,446	100	25,492	100
家屋(棟)	7,077	102	7,289	103	7,472	103	7,577	101	7,698	102

資料：概要調査第2表、第22表

5. 調定額(現年課税分・免税点以上)・収入済額の推移

(単位：千円・%)

年 度 区 分		14			15			16		
		調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比	調定額 前年比	収入額 前年比	調定額 前年比	収入額 前年比	収入額 前年比
固定資産税	土地	390,699	376,035	103.1	99.2	388,786	375,966	99.5	101.4	361,001
	家屋	472,254	454,529	104.5	104.6	429,645	415,478	91.0	104.9	445,626
	小計	862,953	830,564	102.0	102.1	818,431	791,444	94.8	103.2	806,627
	償却資産	331,115	331,115	97.9	97.9	319,701	319,701	96.6	98.4	322,470
	合 計	1,194,068	1,161,679	100.8	100.8	1,138,132	1,111,145	95.3	101.8	1,129,097
都市計画税	土地	62,077	60,393	96.8	96.8	59,202	57,799	95.4	96.6	54,468
	家屋	47,735	46,441	106.7	106.7	44,207	43,159	92.6	105.4	48,750
	合 計	109,812	106,834	100.9	100.9	103,409	100,958	94.2	100.0	103,218

年 度 区 分		17			18			19		
		調定額	収入額	調定額 前年比	収入額 前年比	調定額 前年比	収入額 前年比	調定額 前年比	収入額 前年比	収入額 前年比
固定資産税	土地	352,016	342,490	94.6	94.9	335,553	326,805	95.3	95.4	327,642
	家屋	480,405	467,405	104.6	104.9	437,017	425,624	91.0	91.1	457,808
	小計	832,421	809,895	100.1	100.4	772,570	752,429	92.8	92.9	785,450
	償却資産	310,858	310,858	96.4	96.4	305,686	305,686	98.3	98.3	303,510
	合 計	1,143,279	1,120,753	99.1	99.3	1,078,256	1,058,115	94.3	94.4	1,088,960
都市計画税	土地	52,477	51,442	94.3	94.4	49,763	48,834	94.8	94.9	48,768
	家屋	52,898	51,856	106.2	106.4	48,081	47,182	90.9	91.0	51,167
	合 計	105,375	103,298	99.9	100.1	97,844	96,016	92.9	93.0	99,935

資料：決算統計(平成14年度～平成18年度)、当初賦課実績(平成19年度)

6. 土地の概要に関する調

■ 納税義務者数に関する調

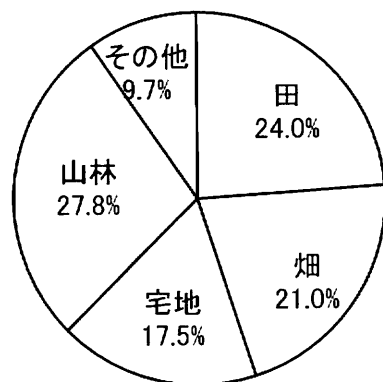
区 分 個 人 法人の別	総 数 (人)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (人)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (人)
個 人	7,888	1,536	6,352
法 人	318	104	214
計	8,206	1,640	6,566

資料：平成19年度概要調書第1表

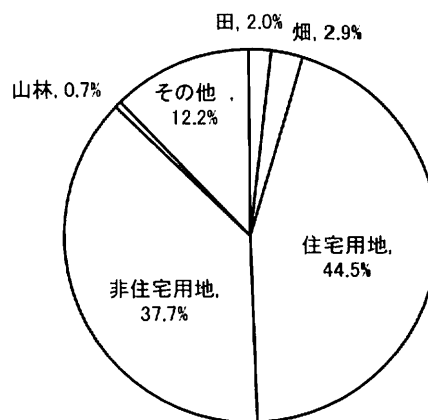
■ 価格等に関する調

区 分 地 目		地 積			
		非課税地積 (㎡) (ア)	評価総地積 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ウ)	法定免税点 以上のもの (イ) - (ウ) (㎡) (エ)
田	一 般 田	85,468	3,413,649	290,716	3,122,933
	市街化区域田	12,738	77,375	18	77,357
畑	一 般 畑	116,382	2,460,860	274,534	2,186,326
	市街化区域畑	61,904	585,905	7,043	578,862
宅地	小規模住宅用地		1,294,876	12,977	1,281,899
	一般住宅用地		675,358	476	674,882
	商業地等		567,398	90	567,308
	計	190,308	2,537,632	13,543	2,524,089
塩 田					
鉱 泉 地					
池 沼		20,978			
山林	一 般 山 林	211,703	3,624,455	491,092	3,133,363
	介 在 山 林	31,833	405,306	36,085	369,221
牧 場					
原 野		51,487	477,417	117,669	359,748
雑種地	ゴルフ場の用地				
	遊園地等の用地				
	鉄 軌 道 用 地	128	324,422	3	324,419
	その他の雑種地	48,754	614,813	78,063	536,750
	計	48,882	939,235	78,066	861,169
そ の 他		3,666,483			
合 計		4,498,166	14,521,834	1,308,766	13,213,068

地積による地目別構成比



課税標準額による地目別構成比
(法定免税点以上のもの)



決 定 価 格				筆 数				単位当り価格	
総 額 (千 円) (オ)	法定免税点 未満のもの (千 円) (カ)	法定免税点 以上のもの (オ)-(カ) (千円) (キ)	(キ)に係る 課税標準額 (千 円) (ク)	非 課 税 筆 数 (筆) (ケ)	評価総筆数 (筆) (コ)	法定免税点 未満のもの (筆) (サ)	法定免税点 以上のもの (コ)-(サ) (筆) (シ)	平均価格 (オ)/(イ) (円/㎡) (ス)	最高価格 (円/㎡) (セ)
356,906	30,257	326,649	326,649	400	4,150	467	3,683	105	113
846,996	608	846,388	144,515	58	132	1	131	10,947	35,400
148,308	16,509	131,799	131,799	269	2,850	392	2,458	60	61
7,218,104	59,874	7,158,230	546,594	271	651	19	632	12,320	40,700
40,667,300	178,223	4,089,077	6,624,680		7,278	163	7,115	31,406	64,088
11,694,459	7,009	11,687,450	3,803,065		3,726	17	3,709	17,316	63,576
12,943,491	1,429	12,942,062	8,840,987		1,369	12	1,357	22,812	67,820
65,305,250	186,661	65,118,589	19,268,732	395	12,373	192	12,181	25,735	67,820
				16					
175,893	23,420	152,473	152,473	288	2,925	655	2,270	49	51
19,393	1,707	17,686	17,686	117	523	62	461	48	51
21,484	5,295	16,189	16,189	206	1,778	447	1,331	45	45
1,010,210	10	1,010,210	707,140	2	1,235	1	1,234	3,114	3,309
3,134,075	44,203	3,089,872	2,130,597	440	1,711	600	1,111	5,098	42,302
4,144,285	44,213	4,100,072	2,837,737	442	2,946	601	2,345	4,412	42,302
				6,075					
78,236,619	368,544	77,868,075	23,442,374	8,537	28,328	2,836	25,492	5,388	

資料：平成19年度概要調書第2表

7. 宅地に関する調(法定免税点以上)

区 分 地区別		地 積 (㎡) (ア)	決定価格 (千円) (イ)	課税標準額 (千円) (ウ)	単位当り価格		最高価格地 の所在地
					平均価格 (イ) / (ア) (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)	
商業地区	繁 華 街						
	高度商業地区						
	普通商業地区	38,207	2,178,958	1,161,600	57,030	65,658	中央台2丁目
	計	38,207	2,178,958	1,161,600	57,030	65,658	
住宅地区	併用住宅地区						
	高級住宅地区						
	普通住宅地区	1,385,130	49,693,317	12,583,505	35,876	58,618	東酒々井一丁目
	計	1,385,130	49,693,317	12,583,505	35,876	58,618	
工業地区	大工業地区						
	中小工業地区						
	家内工業地区						
	計						
村落地区	集 団 地 区						
	村 落 地 区	1,092,523	13,223,491	5,507,651	12,104	27,050	下台 向山
	計	1,092,523	13,223,491	5,507,651	12,104	27,050	
観 光 地 区							
農業用施設の用に供する宅地		8,229	22,823	15,976	2,773	4,903	柏木 谷津下
生産緑地地区内の宅地							
合 計		2,524,089	65,118,589	19,268,732	25,799		

資料：平成19年度概要調書第4表

8. 家屋の概要に関する調

区 分		総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	提 示 平 均 価 額 (円)	
納 税 義 務 者(人)		6,872	184	6,688		
棟 数 (棟)	木 造	6,298	270	6,028	木造家屋	26,517
	非 木 造	1,659	9	1,650	非木造家屋	44,228
	計	7,957	279	7,678	単位当り価格 提示平均価額	
床 面 積 (㎡)	木 造	631,514	10,659	620,855	木造家屋	100%
	非 木 造	416,584	233	416,351	非木造家屋	100%
	計	1,048,098	10,892	1,037,206		
決 定 価 格 (千円)	木 造	16,750,031	15,503	16,734,528	(参考) 実際免税点の額 200,000円	
	非 木 造	18,389,932	877	18,389,055		
	計	35,139,963	16,380	35,123,583		
単位当り価格 (円)	木 造	26,524	1,454	26,954		
	非 木 造	44,145	3,764	44,167		
	計	33,527	1,504	33,864		

資料：平成19年度概要調書第21表、22表

9. 家屋の増減状況の推移

年度	増 減	新 増 築			減 少		
	項 目	木 造	非 木 造	計	木 造	非 木 造	計
15	棟数（棟）	141	80	221	75	20	95
	面積（㎡）	16,150	10,484	26,634	4,216	3,239	7,455
	㎡当り単価 （ 円 ）	62,828	68,259	64,966	11,794	37,316	22,883
	決 定 価 格 （ 千 円 ）	1,014,680	715,626	1,730,306	49,725	120,867	170,592
16	棟数（棟）	178	61	239	60	5	65
	面積（㎡）	22,285	19,321	41,606	3,930	380	4,310
	㎡当り単価 （ 円 ）	63,164	86,036	73,786	10,835	11,979	10,935
	決 定 価 格 （ 千 円 ）	1,407,615	1,662,309	3,069,924	42,580	4,552	47,132
17	棟数（棟）	175	42	217	60	4	64
	面積（㎡）	21,000	5,101	26,101	3,394	280	3,674
	㎡当り単価 （ 円 ）	62,761	66,798	63,550	9,497	26,768	10,813
	決 定 価 格 （ 千 円 ）	1,317,973	340,735	1,658,708	32,232	7,495	39,727
18	棟数（棟）	165	31	196	63	6	69
	面積（㎡）	18,135	4,245	22,380	4,131	325	4,456
	㎡当り単価 （ 円 ）	62,958	73,763	65,008	10,188	12,049	10,324
	決 定 価 格 （ 千 円 ）	1,141,751	313,125	1,454,876	42,087	3,916	46,003
19	棟数（棟）	108	113	221	39	8	47
	面積（㎡）	12,166	10,574	22,740	2,691	1,013	3,704
	㎡当り単価 （ 円 ）	63,624	87,521	74,736	9,918	29,544	15,285
	決 定 価 格 （ 千 円 ）	774,051	925,450	1,699,501	26,689	29,928	56,617

資料：平成19年度概要調書第31表～第34表

10. 都市計画税に関する調(法定免税点以上)

価格等 区 分			地 積 (千㎡) 床面積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)
土地	宅地等	宅 地	1,425	51,874,423	22,358,993
		そ の 他	588	2,018,500	1,405,944
		小 計	2,013	53,892,923	23,764,937
	農 地		656	8,004,619	717,906
	計		2,669	61,897,542	24,482,843
家屋	木 造 家 屋		445,053	12,920,029	12,920,029
	非 木 造 家 屋		271,929	12,734,308	12,727,325
	計		716,982	25,654,337	25,647,354
合 計				87,551,879	50,130,197

資料：平成19年度概要調書第53表、第54表

11. 償却資産の価格等に関する調

(単位：千円)

種 類		決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
				課税標準の特例 規定を受けるもの	左記以外のもの
町長が価格等を決定したもの	構 築 物	1,879,260	1,829,004	45,404	1,783,600
	機 械 及 び 装 置	1,556,377	1,547,150	21,494	1,525,656
	船 舶				
	航 空 機				
	車 両 及 び 運 搬 具	9,951	9,951		9,951
	工具、器具及び備品	758,527	758,496	94	758,402
	調 整 額				
	小 計	4,204,115	4,144,601	66,992	4,077,609
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	19,278,679	16,767,195		
	都道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	767,559	767,559		
	小 計	20,046,238	17,534,754		
法第743条第1項の規定により都道府県知事が価格等を決定したもの					
合 計		24,250,353	21,679,355		
内 訳	町 分 の 額		21,679,355		
	県 分 の 額				

資料：平成19年度概要調書第70表

12. 国有資産等所在市町村交付金及び納付金の状況

(ア) 調定の状況

(単位：千円・団体)

区 分	価 格	算定基準額	金 額	団体数
交 付 金	1,758,587	458,292	5,381	2
納 付 金	13,928	6,964	97	1

(イ) 国有資産等所在市町村交付金の状況

(単位：千円)

区 分			国 有 資 産		公 有 資 産		交付金額計
			算定標準額	交付金額	算定標準額	交付金額	
貸付資産	住宅に係るもの	1/6適用			206,611	2,893	2,893
		1/3適用					
		2/5適用			177,681	2,487	2,487
	住宅以外のもの		74	1			1
計			74	1	384,292	5,380	5,381

(注) 1/6適用：小規模住宅用地、1/3適用：一般住宅用地、2/5適用：住宅及び住宅用地

資料：平成19年度概要調書第89表

(ウ) 日本郵政公社有資産所在市町村納付金の状況

(単位：千円)

区 分	固定資産の価格	算定基準額	納付金額
土 地		/	/
家 屋	1,993		
償 却 資 産	11,935		
計	13,928	6,964	97

13. 固定資産基準地等価格一覧表

■ 地価公示価格（基準日：各年1月1日）

（単位：円/㎡）

所 在	14	15	16	17	18	19
中央台1丁目14-9	80,900	75,600	73,500	72,500	71,900	72,100
東酒々井一丁目1-217	79,800	73,500	69,300	67,200	65,600	66,200
酒々井字馬場95-2	47,900	43,300	39,100	37,100	35,500	34,700
中川字苗代場328	74,900	68,300	64,600	62,000	60,900	60,400
本佐倉字北押出し263-196	52,500	47,900	45,900	44,400	43,100	41,800
馬橋字中之尾余673-3（調整区域）	42,900	39,400	35,400	31,800	28,800	27,500
下岩橋字作畑262-7	48,800	46,200	42,100	38,300	35,200	34,400
上本佐倉字中宿59-2	49,400	45,200	41,500	38,500	36,400	35,500

■ 県基準地価格（基準日：各年7月1日）

（単位：円/㎡）

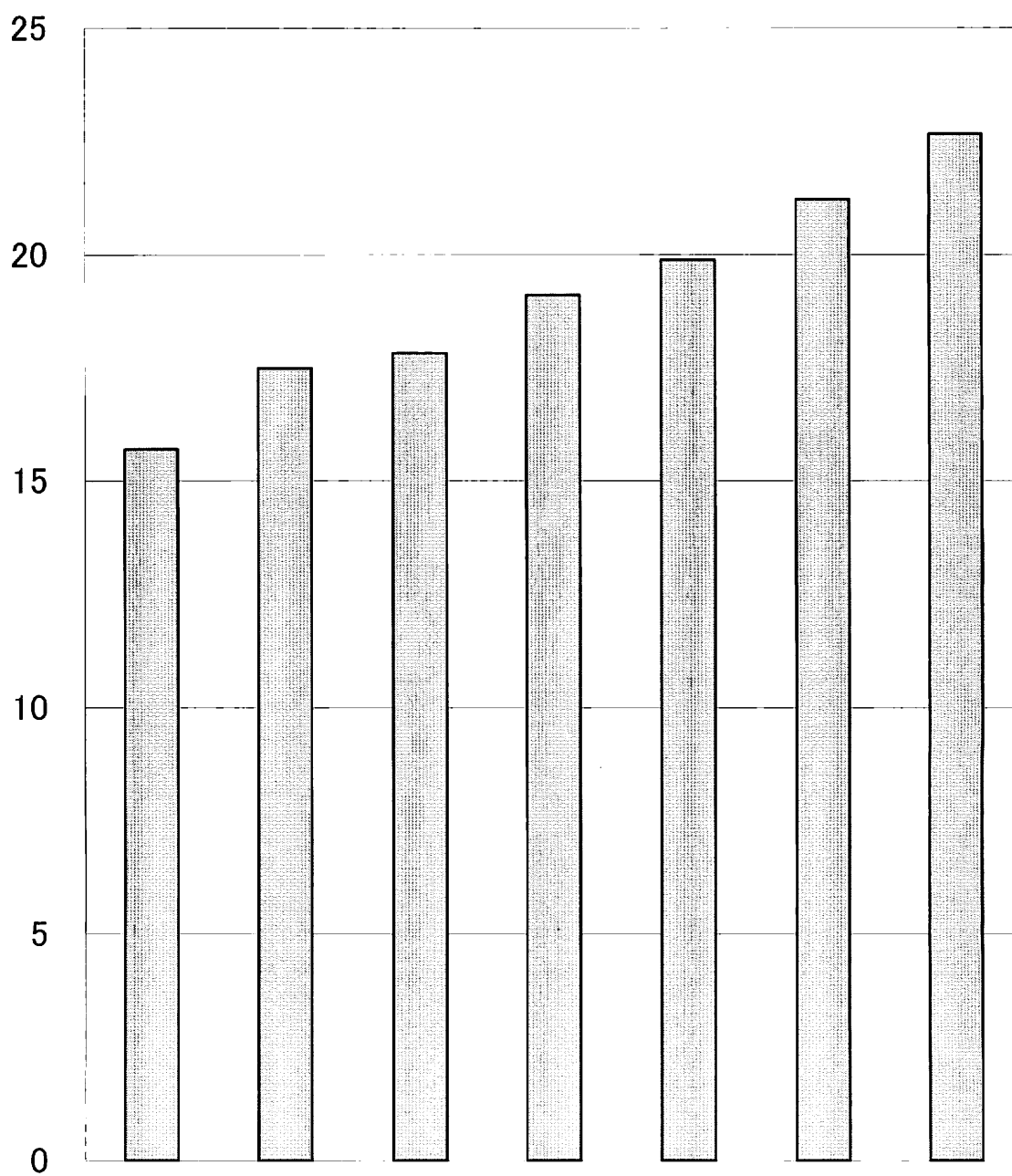
所 在	14	15	16	17	18	19
中央台2丁目14-10	77,500	72,700	69,000	68,300	68,000	68,300
上岩橋字岩崎348-5	62,000	59,000	56,600	54,600	53,000	52,200
東酒々井四丁目4-145	75,500	70,000	66,500	64,500	62,600	62,000
上本佐倉一丁目6-4	57,000	48,000	44,000	41,800	39,800	37,900
尾上字馬場354（調整区域）	15,000	13,500	12,000	11,100	10,500	10,000

■ 固定資産税基準地等評価額（課税基準日：平成18年1月1日）

基 準 地 の 所 在	評価額（円/㎡）
下台字熊野（町道02-009号線付近）	21,800
酒々井字下宿（県道宗吾酒々井線付近）	29,200
上本佐倉字中宿（町道02-011号線付近）	24,400
本佐倉北押出し（成城台団地）	29,000
本佐倉南押出し（町道3B-080号線付近）	17,800
馬橋字中之尾余（町道3B-141号線付近）	19,900
尾上字柳作（国道296号線付近）	14,600
墨字仲之尾余（町道3B-046号線付近）	7,100
中川字埜原谷津（国道51号線付近）	44,100
上岩橋字中川（町道02-005号線付近）	36,800
柏木字鶴巻（町道01-003号線付近）	14,900
下岩橋字溜ノ台（町道01-001号線付近）	29,700
伊篠字大日（国道51号線付近）	23,300
伊篠新田字瀬戸山（町道2B-010号線付近）	8,400
上本佐倉一丁目（国道51号線付近）	30,700
東酒々井一丁目（町道01-007号線付近）	55,600
東酒々井三丁目（町道2B-065号線付近）	41,900
東酒々井五丁目（町道01-007号線付近）	43,900
中央台1丁目（町道01-006号線付近）	59,000
中央台2丁目（町道02-008号線付近）	48,900
中央台4丁目（町道02-008号線付近）	47,500
ふじき野一丁目（町道2B-288号線付近）	37,000

(3) 軽自動車税

百万円



	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
決 算 額	15,687	17,481	17,819	19,104	19,886	21,213	22,656

(単位：千円)

1. 軽自動車税のあらまし

1. 納税義務者

町内に主たる定置場を有する軽自動車等の所有者
(所有権留保付売買があった場合は、購入者が所有者となる。)

2. 課税客体

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車などの区分
により年税額がそれぞれ確定する。

3. 税 率

	区 分	年税額
原動機付自転車	ア、総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの	1, 0 0 0 円
	イ、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの	1, 2 0 0 円
	ウ、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	1, 6 0 0 円
	エ、三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	2, 5 0 0 円
小型特殊自動車及び二輪の小型自動車	ア、二輪のもの（側車付のものを含む。）	2, 4 0 0 円
	イ、三輪のもの	3, 1 0 0 円
	ウ、四輪以上のもの	
	乗用のもの 営業用	5, 5 0 0 円
	乗用のもの 自家用	7, 2 0 0 円
	貨物のもの 営業用	3, 0 0 0 円
	貨物のもの 自家用	4, 0 0 0 円
	エ、小型特殊自動車、農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む。）	1, 6 0 0 円
	小型特殊 1,000cc以下	2, 4 0 0 円
	その他のもの	4, 7 0 0 円
	二輪の小型自動車	4, 0 0 0 円

4. 納 税

- (1) 賦課期日：4月1日
- (2) 納 期：5月16日～5月31日
- (3) 徴収方法：口座振替及び納税通知書による普通徴収

2. 軽自動車税に関する調(定期分)

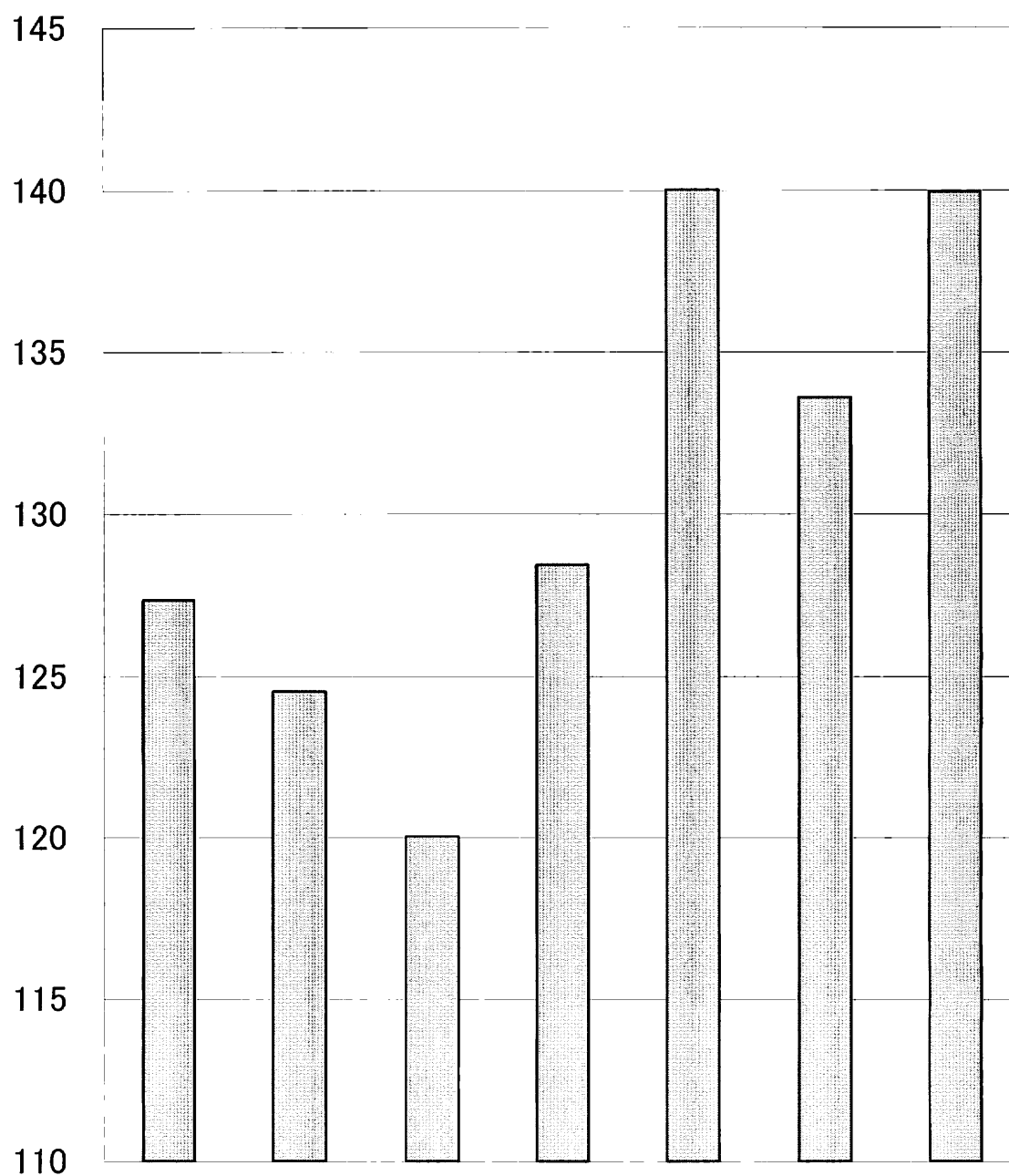
年 度 車 種		15					16						
		(a)	(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額	(a)	(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額	(a)	
		保 有 台 数	官 公 署 分	課税免 除台数	課 税 台 数 (d)		(千円)	保 有 台 数	官 公 署 分	課税免 除台数		課 税 台 数 (d)	(千円)
原動機付自転車	5 0 cc 以下	1,280	2	0	1,278	1,278	1,291	2	0	1,289	1,289	1,277	
	ミ ニ カ ー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9 0 cc 以下	70	0	0	70	84	68	0	0	68	82	61	
	1 2 5 cc 以下	45	0	0	45	72	50	0	0	50	80	46	
	小 計	1,395	2	0	1,393	1,434	1,409	2	0	1,407	1,451	1,384	
軽自動車及び小型特殊自動車	二 輪 車		182	0	0	182	437	187	0	0	187	449	193
	三 輪 車		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	四輪乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		自家用	1,773	3	0	1,770	12,744	1,927	3	0	1,924	13,853	2,123
	四輪貨物	営業用	35	0	0	35	105	39	0	0	39	117	40
		自家用	891	4	0	887	3,548	879	4	0	875	3,500	880
	農 耕 用		223	0	0	223	356	207	0	0	207	331	201
	小型特殊1,000cc以下		2	0	0	2	5	0	0	0	0	0	0
	特殊作業用		11	3	0	8	38	15	3	0	12	47	14
	小 計		3,117	10	0	3,107	17,233	3,254	10	0	3,244	18,297	3,452
二輪の小型自動車		196	0	0	196	784	190	0	0	190	760	213	
合 計		4,708	12	0	4,696	19,451	4,853	12	0	4,841	20,508	5,049	
対前年比	税額 (%)	106.5%					105.4%						
	台数 (d) (%)	102.8%					103.1%						

17				18					19				
(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額	(a)	(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額	(a)	(b)	(c)	(a)-(b) -(c)	調定額
官 公	課税免	課 税		保 有	官 公	課税免	課 税		保 有	官 公	課税免	課 税	
署 分	除台数	台 数	(千円)	台 数	署 分	除台数	台 数	(千円)	台 数	署 分	除台数	台 数	(千円)
0	0	1,277	1,277	1,275	0	0	1,275	1,275	1,290	0	0	1,290	1,290
0	0	0	0	7	0	0	7	18	8	0	0	8	20
0	0	61	73	57	0	0	57	68	54	0	0	54	65
0	0	46	73	49	0	0	49	78	48	0	0	48	77
0	0	1,384	1,423	1,388	0	0	1,388	1,439	1,400	0	0	1,400	1,452
0	0	193	463	212	0	0	212	509	227	0	0	227	545
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	1	5	2	0	0	2	11	3	0	0	3	16
3	0	2,120	15,264	2,321	3	0	2,318	16,690	2,500	1	0	2,499	17,993
0	0	40	120	44	0	0	44	132	43	0	0	43	129
4	0	876	3,504	892	4	0	888	3,552	914	3	0	911	3,644
0	0	201	322	194	0	0	194	310	186	0	0	186	298
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	11	45	17	3	0	14	52	11	3	0	8	37
10	0	3,442	19,723	3,682	10	0	3,672	21,256	3,884	7	0	3,877	22,662
0	0	213	852	211	0	0	211	844	214	0	0	214	856
10	0	5,039	21,998	5,281	10	0	5,271	23,539	5,498	7	0	5,491	24,970
104.1%				107.0%					106.1%				
107.3%				104.6%					104.2%				

各年4月1日現在

(4)町たばこ税

百万円



	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
決 算 額	127,336	124,539	120,048	128,426	140,024	133,610	139,959

(単位：千円)

1. 町たばこ税のあらまし

1. 納税義務者

たばこの消費者が負担し、日本たばこ産業（株）や卸売販売業者などが納税義務者

2. 課税客体

卸売販売業者が小売販売業者に行う製造たばこの売渡し又は消費等

3. 課税標準

売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数

4. 税 率

- (1) 紙巻たばこ等 1,000 本につき 3,298 円（平成 18 年 6 月 30 日以前 2,977 円）
- (2) 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 1,564 円（平成 18 年 6 月 30 日以前 1,412 円）
（エコー・わかば・しんせい・ゴールデンバット・ウルマ・バイオレットの 6 銘柄）

5. 納 税

日本たばこ産業（株）や卸売販売業者等は、毎月 1 日から月末までの間の課税標準数量、税額などを申告して納付する。

2. 町たばこ税の推移

年 度 項 目	13	14	15	16	17	18
売渡本数	244	257	251	261	251	338
(千 本)	46,650	44,975	44,631	47,040	44,881	43,859
税 率	1,266 /1,000 2,668 /1,000	1,266 /1,000 2,668 /1,000	1,412 /1,000 2,977 /1,000	1,412 /1,000 2,977 /1,000	1,412 /1,000 2,977 /1,000	1,564 /1,000 3,298 /1,000
税 額	309	325	353	368	353	528
(千 円)	124,462	119,994	127,932	140,040	133,611	139,167
合計税額(千円)	124,771	120,319	128,285	140,408	133,964	139,695
返還控除税額(千円)	232	271	410	384	354	634
差引調定額(千円)	124,539	120,048	128,426	140,024	133,610	139,959

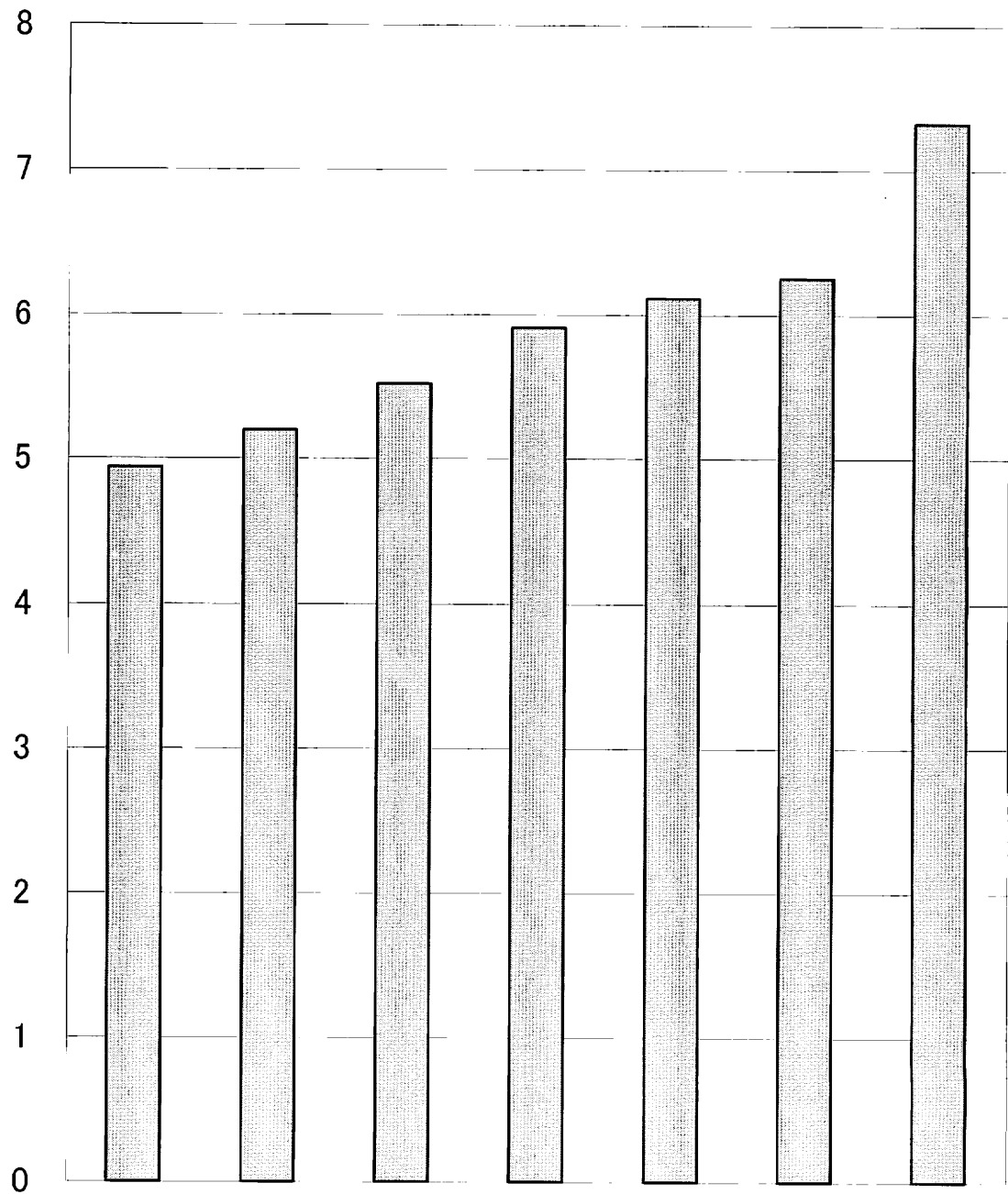
※ 項目の売渡本数、税率、税額欄の上段の数値は旧3級品のたばこ、下段の数値はそれ以外の製造たばこ

※ 平成15年度の差引調定額は、手持品課税（551千円）を含む。

※ 平成18年度の差引調定額は、手持品課税（898千円）を含む。

(5)国民健康保険税

億円



	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
決 算 額	493,702	519,529	551,797	591,040	611,496	625,465	732,771

(単位：千円)

1. 国民健康保険税のあらまし

1. 納税義務者

- ① 国民健康保険税は、町内に住所を有する国民健康保険加入世帯の世帯主に課税され、世帯主が納税義務者になります。
- ② 世帯主が社会保険等の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります。

2. 税率等

国民健康保険加入世帯単位に計算し基礎課税額（医療分）と介護納付金課税額（介護分）のそれぞれの合計額が国民健康保険税額になります。

① 基礎課税額

加入者それぞれの所得、資産、加入者数に応じて計算した額に1世帯あたりの平等割額を合計した額が基礎課税額になります。

② 介護納付金課税額

加入者のうち介護保険第2号被保険者（年齢が40歳から65歳未満の方）のそれぞれの所得および人数に応じて計算し合計した額が介護納付金課税額になります。

区 分	課 税 対 象		税 率 等	
			基礎課税額	介護納付金課税額
所得割	前年中の総所得金額から基礎控除額を差し引いた額（注）	×	8.3/100	1.4/100
資産割	今年度の土地・家屋に係る固定資産税額	×	25.0/100	
均等割	国保加入者数	×	29,400 円	13,000 円
平等割	国保加入世帯1世帯当り		31,200 円	
課税限度額			530,000 円	90,000 円

（注）住民税の各種控除等が一部適用になりません。

3. 賦課期日 4月1日

4. 納期

期別	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期
納期	7月16日	8月16日	9月16日	10月16日	11月16日	12月16日	1月16日	2月16日
	～ 7月31日	～ 8月31日	～ 9月30日	～ 10月31日	～ 11月30日	～ 12月25日	～ 1月31日	～ 2月29日

2. 国民健康保険税の被保険者数・課税状況等の推移

年 度			15	16
区 分				
町 の 世 帯 数 （ 世 帯 ） A			7,885	8,243
町 の 人 口 （ 人 ） B			20,545	21,051
国 保 加 入 世 帯 数 （ 世 帯 ） C			3,571	3,681
C の 被 保 険 者 数 （ 人 ） D			7,114	7,268
加 入 割 合 （ % ） C / A			45.29	44.66
加 入 割 合 （ % ） D / B			34.63	34.53
課 税 内 訳	所 得 割 総 額 (千円)	基礎	319,670	349,514
		介護	16,340	17,691
	資 産 割 総 額 (千円)	基礎	46,448	49,498
	被保険者均等割総額 (千円)	基礎	138,723	132,939
		介護	21,735	21,461
	世帯別平等割総額 (千円)	基礎	80,347	76,082
	計 (千円)	基礎	585,188	608,033
		介護	38,075	39,152
税 率	所 得 割	基礎	7.8/100	7.8/100
		介護	0.8/100	0.8/100
	資 産 割	基礎	26.6/100	26.6/100
	被 保 険 者 均 等 割 (円)	基礎	19,500	19,500
		介護	9,000	9,000
	世 帯 別 平 等 割 (円)	基礎	22,500	22,500
課 税 限 度 額 (円)	基礎	530,000	530,000	
	介護	70,000	70,000	
所 得 割 の 按 分 基 礎			法第703条の4第6項の総 所得金額（ただし書方式）	同 左
資 産 割 の 按 分 基 礎			固定資産税額のうち土 地及び家屋に係る税額	同 左

(単位：千円・％・世帯・人)

17	18	19
8,499	8,686	8,822
21,361	21,587	21,630
3,839	3,949	4,025
7,453	7,562	7,590
45.17	45.46	45.62
34.89	35.03	35.09
357,240	391,397	407,344
18,013	27,984	27,552
51,454	44,784	46,633
134,507	195,281	194,534
21,814	29,742	28,504
78,228	105,294	106,011
621,429	736,756	754,522
39,827	57,726	56,056
7.8/100	8.3/100	8.3/100
0.8/100	1.4/100	1.4/100
26.6/100	25.0/100	25.0/100
19,500	29,400	29,400
9,000	13,000	13,000
22,500	31,200	31,200
530,000	530,000	530,000
70,000	90,000	90,000
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左

備考：本算定税率試算時の数値より
：平成12年4月1日より介護保険施行

3. 国民健康保険税決算額の推移

年度 税目		区分	15				16				
			調定額		収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額		収入済額	収納率
一般被保険者 国民健康保険税	現	基礎	477,624	425,256	89.0	106.6	基礎	478,093	426,131	89.1	100.2
		介護	29,924	26,042	87.0	98.5	介護	30,181	26,204	86.8	100.6
	滞	基礎	163,578	23,400	14.3	103.4	基礎	169,615	24,316	14.3	103.9
		介護	8,997	1,331	14.8	93.5	介護	11,254	1,543	13.7	115.9
退職被保険者 国民健康保険税	現	基礎	108,149	106,827	98.8	113.9	基礎	125,668	124,415	99.0	116.5
		介護	7,208	7,131	98.9	95.4	介護	7,807	7,761	99.4	108.8
	滞	基礎	5,412	973	18.0	86.9	基礎	5,613	1,075	19.2	110.5
		介護	358	80	22.3	78.4	介護	355	50	14.1	62.5
小計	現	622,905		565,256	90.7	107.4	641,749		584,511	91.1	103.4
	滞	178,345		25,784	14.5	102.0	186,837		26,984	14.4	104.7
合計		801,250		591,040	73.8	107.1	828,586		611,495	73.8	103.5

4. 平成18年度国民健康保険税の決算状況

税目			予 算 額	調 定 額	収 入 済 額
一般被保険者 国民健康保険税	現	基礎	449,740,000	511,599,106	443,572,531
		介護	38,829,000	39,238,007	32,463,791
	滞	基礎	20,206,000	178,500,760	24,105,635
		介護	1,763,000	14,320,747	1,764,343
退職被保険者 国民健康保険税	現	基礎	195,666,000	216,410,094	212,092,360
		介護	14,094,000	16,366,893	16,009,918
	滞	基礎	754,000	6,216,669	2,585,808
		介護	61,000	448,850	176,364
小計	現		698,329,000	783,614,100	704,138,600
	滞		22,784,000	199,487,026	28,632,150
合計	計		721,113,000	983,101,126	732,770,750

(単位：千円・％)

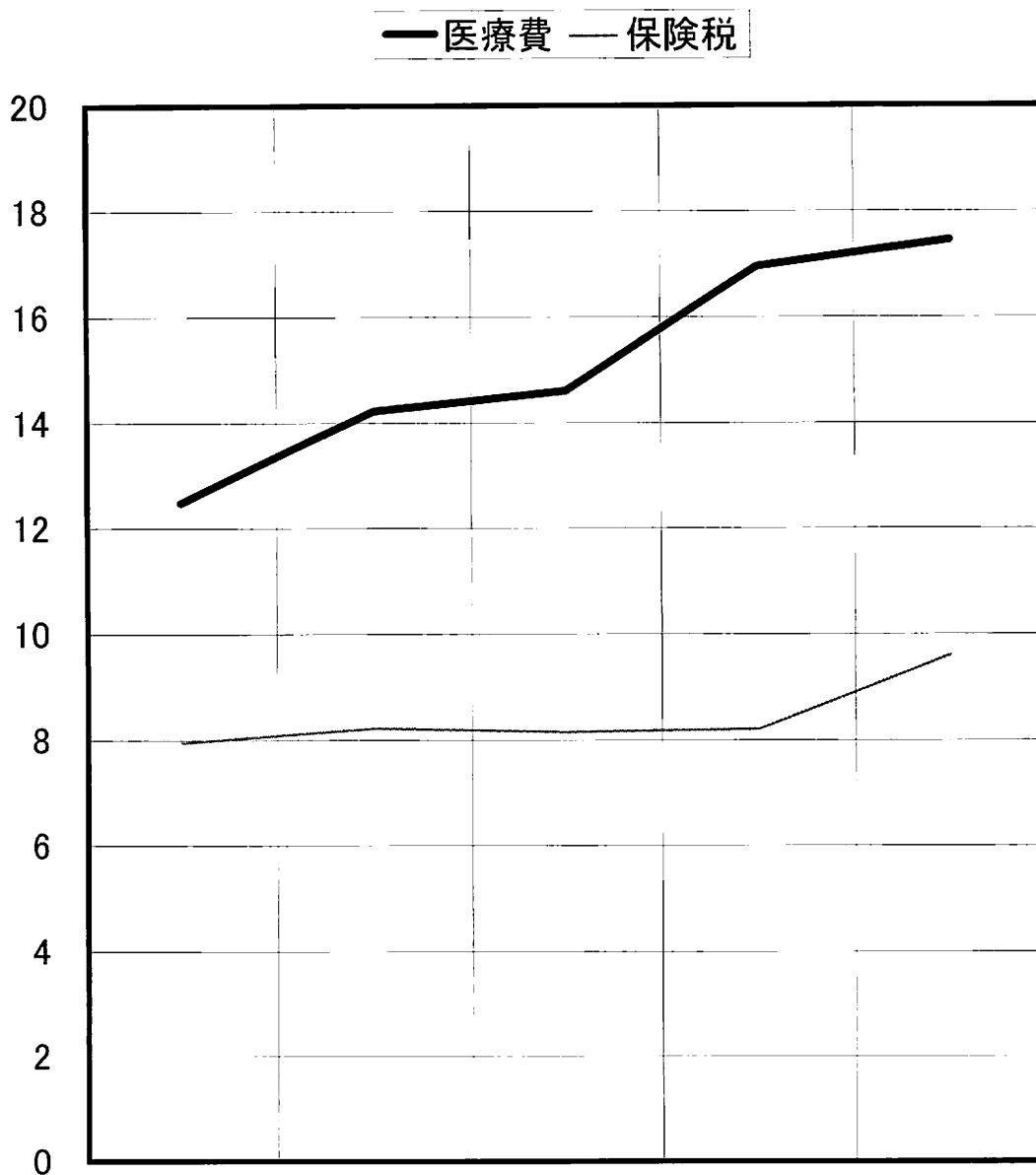
17					18					平成19年度 当初予算額
調定額		収入済額	収納率	収入前 年対比	調定額		収入済額	収納率	収入前 年対比	
基礎	453,487	401,685	88.6	94.3	基礎	511,599	443,573	86.7	110.4	475,378
介護	27,875	23,669	84.9	90.3	介護	39,238	32,464	82.7	137.2	34,701
基礎	174,413	24,989	14.3	102.8	基礎	178,501	24,106	13.5	96.5	20,051
介護	13,510	1,735	12.8	112.4	介護	14,321	1,764	12.3	101.7	1,872
基礎	165,106	162,047	98.1	130.2	基礎	216,410	212,092	98.0	130.9	222,283
介護	10,639	10,442	98.1	134.5	介護	16,367	16,010	97.8	153.3	18,599
基礎	4,493	869	19.3	80.8	基礎	6,216	2,586	41.6	297.6	844
介護	352	29	8.2	58.0	介護	449	176	39.2	606.9	34
657,107		597,843	91.0	102.3	783,614		704,139	89.9	117.8	750,961
192,768		27,622	14.3	102.4	199,487		28,632	14.4	103.7	22,801
849,875		625,465	73.6	102.3	983,101		732,771	74.5	117.2	773,762

(単位：円・％)

不納欠損額	収入未済額	収 納 率	平成17年度収納率	平成16年度収納率
0	68,026,575	86.70	88.58	89.13
0	6,774,216	82.74	84.91	86.82
20,197,043	134,198,082	13.50	14.33	14.34
1,818,856	10,737,548	12.32	12.84	13.71
0	4,317,734	98.00	98.15	99.00
0	356,975	97.82	98.15	99.41
252,199	3,378,662	41.59	19.34	19.15
32,101	240,385	39.29	8.35	14.05
0	79,475,500	89.86	90.98	91.08
22,300,199	148,554,677	14.35	14.33	14.44
22,300,199	228,030,177	74.54	73.59	73.80

5. 国民健康保険1人当りの医療費と保険税の推移

万円



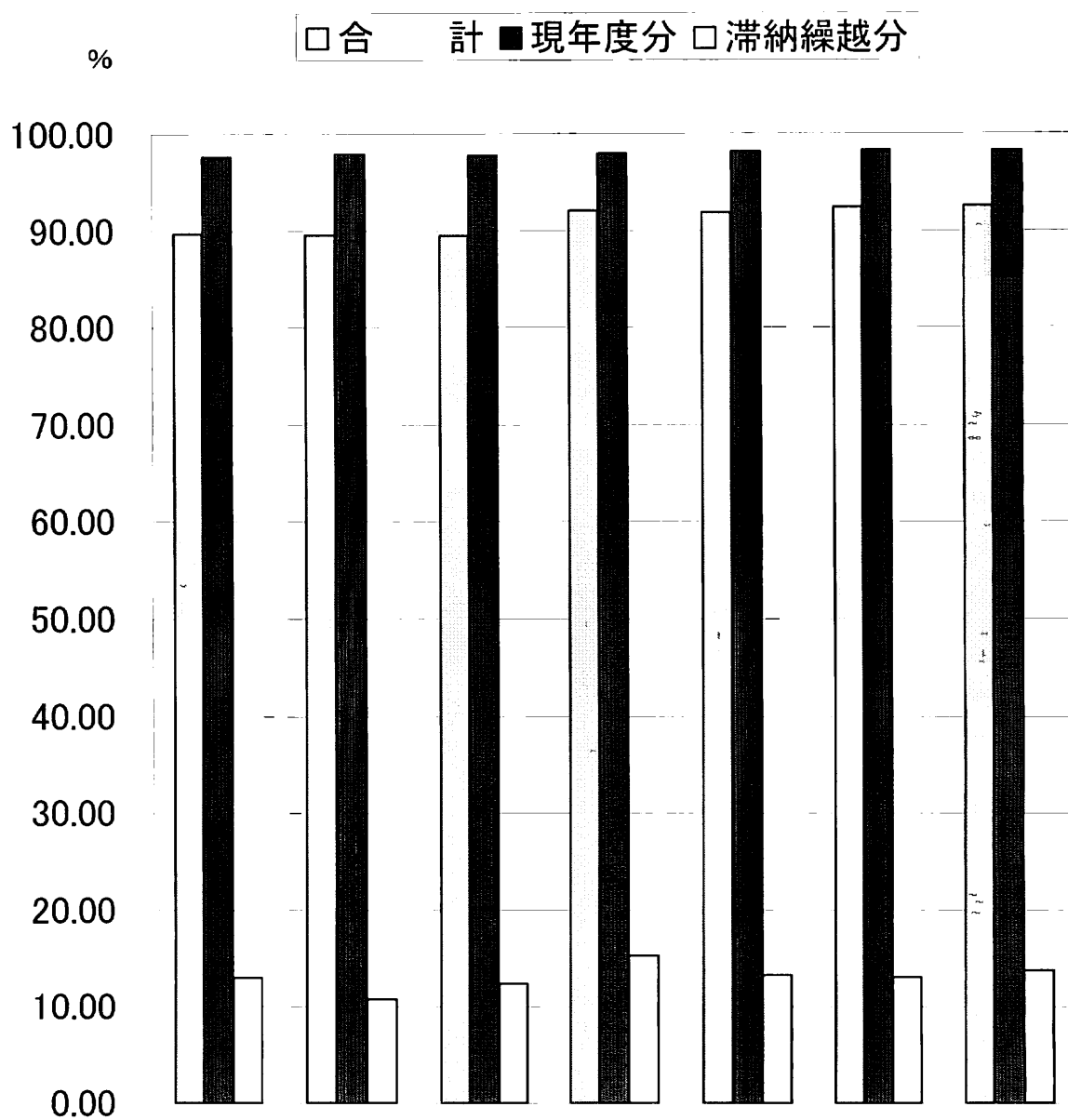
(単位：円)

年度区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
医療費	124,735	142,268	146,077	169,516	174,520
保険税	79,483	82,191	81,523	82,106	96,043

※ 医療費は、一部負担金を除いた値。
保険税は、医療給付費現年調定額をそれぞれ平均被保険者数で除した値。

IV 徴 収

(一 般 会 計)



	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
合 計	89.71	89.57	89.51	92.08	91.90	92.44	92.56
現 年 度 分	97.61	97.90	97.72	97.95	98.17	98.29	98.22
滞 納 繰 越 分	13.00	10.77	12.41	15.31	13.31	13.11	13.80

(単位：%)

1. 町税口座振替状況調

(単位：人・件・%)

年度	区分 税目	納税義務者数 (A)	口座振替依頼数 (B)	口座振替加入率 (B) / (A)	口座振替依頼数 対 前 年 比
平成 17 年度	町・県民税 (普通徴収)	4,199	813	19.36	103.83
	固定資産税 都市計画税	8,767	3,030	34.56	105.98
	軽自動車税	5,039	702	13.93	102.33
	国民健康 保険税	3,972	1,425	35.88	105.95
	計	21,977	5,970	27.16	105.98
平成 18 年度	町・県民税 (普通徴収)	4,914	955	19.43	117.47
	固定資産税 都市計画税	8,555	3,145	36.76	103.80
	軽自動車税	5,271	702	13.32	100.00
	国民健康 保険税	3,957	1,525	38.54	107.02
	計	22,697	6,327	27.88	105.98

2. 町税口座振替納付状況調

(単位：円・%)

年度	区分 税目	税 収 入 額 (A)	口座振替納付税額 (B)	口座振替納付税額 の割合 (B) / (A)	口座振替納付税額 対 前 年 比
平成 17 年度	町・県民税 (普通徴収)	392,800,600	81,560,500	20.76	115.19
	固定資産税 都市計画税	1,224,051,400	327,988,100	26.80	106.37
	軽自動車税	20,837,700	2,654,200	12.74	106.83
	国民健康 保険税	597,843,541	252,816,700	42.29	104.07
	計	2,235,533,241	665,019,500	29.75	106.48
平成 18 年度	町・県民税 (普通徴収)	433,473,500	101,371,100	23.39	124.29
	固定資産税 都市計画税	1,154,130,500	329,643,900	28.56	100.50
	軽自動車税	22,142,200	2,745,600	12.40	103.44
	国民健康 保険税	704,138,600	306,697,800	43.56	121.31
	計	2,313,884,800	740,458,400	32.00	111.34

3. 督促状発送状況の推移

1. 町 民 税

(単位：件・％)

年 度	区 分	調 定 件 数	発 送 件 数	調定件数に対する比率
14		43,188	3,434	7.95
15		43,152	3,312	7.68
16		44,122	3,311	7.50
17		45,964	3,452	7.51
18		48,165	3,757	7.80

2. 固定資産税・都市計画税

年 度	区 分	調 定 件 数	発 送 件 数	調定件数に対する比率
14		31,186	4,038	12.95
15		31,984	3,704	11.58
16		33,139	4,005	12.09
17		33,789	4,005	11.85
18		34,117	3,823	11.21

3. 軽自動車税

年 度	区 分	調 定 件 数	発 送 件 数	調定件数に対する比率
14		4,551	1,037	22.79
15		4,673	1,070	22.90
16		4,789	1,133	23.66
17		4,996	1,153	23.08
18		5,212	1,115	21.39

4. 国民健康保険税

年 度	区 分	調 定 件 数	発 送 件 数	調定件数に対する比率
14		27,120	6,672	24.60
15		28,758	7,206	25.06
16		30,185	7,016	23.24
17		31,284	6,987	22.33
18		31,677	6,803	21.48

4. 不納欠損額の推移

(単位：人・円)

税 目	年 度	14		15		16		17		18	
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額
町 民 税	現年課税分	0	0	1	8,712	1	14,130	0	0	0	0
	滞納繰越分	125	8,086,479	147	7,453,936	152	10,581,752	157	11,987,870	161	10,157,855
個 人	現年課税分	0	0	1	8,712	1	14,130	0	0	0	0
	滞納繰越分	122	7,208,379	141	7,035,736	142	10,100,652	148	11,474,870	155	9,790,355
法 人	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	3	878,100	6	418,200	10	481,100	9	513,000	6	367,500
固 定 資 産 税	現年課税分	1	2,555,119	2	302,204	3	329,996	0	0	0	0
	滞納繰越分	111	33,522,182	126	5,605,057	138	12,267,372	132	7,742,256	116	7,460,322
軽 自 動 車 税	現年課税分	0	0	1	6,000	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	28	135,092	38	230,800	41	197,585	50	258,000	53	303,200
都 市 計 画 税	現年課税分	(1)	234,981	(2)	27,496	(3)	30,104	0	0	0	0
	滞納繰越分	(111)	3,226,033	(126)	539,843	(138)	1,154,002	132	726,748	116	688,780
特 別 土 地 保 有 税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	1	61,350,700	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	現年課税分	1	2,790,100	4	344,412	4	374,230	0	0	0	0
	滞納繰越分	265	106,320,486	311	13,829,636	331	24,200,711	339	20,714,874	330	18,610,157
国 民 健 康 保 険 税	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	154	13,792,200	181	20,213,500	225	23,391,300	224	22,496,305	218	22,300,199
合 計	現年課税分	1	2,790,100	4	344,412	4	374,230	0	0	0	0
	滞納繰越分	419	120,112,686	492	34,043,136	556	47,592,011	563	43,211,179	548	40,910,356

5. 滞納繰越収納状況の推移

税 目		14				15			
		調定額	収入済額	収納率	収入額対 前年比	調定額	収入済額	収納率	収入額対 前年比
町 民 税	個 人	76,077	12,522	16.5	105.0	76,893	10,232	13.3	81.7
	法 人	3,263	406	12.4	86.4	2,706	253	9.3	62.3
	小 計	79,340	12,928	16.3	104.3	79,599	10,485	13.2	81.1
固 資 産 定 税	土 地	53,279	8,394	15.8	118.4	44,834	7,514	16.8	89.5
	家 屋	64,401	10,147	15.8	124.8	49,546	8,304	16.8	81.8
	償却資産	0	0	-	-	0	0	-	-
	小 計	117,680	18,541	15.8	121.8	94,380	15,818	16.8	85.3
軽 自 動 車 税		1,933	491	25.4	104.0	2,101	535	25.5	109.0
特 別 土 地 保 有 税		61,351	0	0.0		0	0	0.0	
都 市 税 計 画	土 地	6,292	1,037	16.5	122.3	5,016	841	16.8	81.1
	家 屋	4,838	695	14.4	117.4	3,746	629	16.8	90.5
	小 計	11,130	1,732	15.6	120.3	8,762	1,470	16.8	84.9
計（一般会計分）		271,434	33,692	12.4	114.1	184,842	28,308	15.3	84.0
国 民 健 康 税 保 険	一 般	162,938	24,059	14.8	105.5	172,575	24,731	14.3	102.8
	退 職	5,739	1,222	21.3	129.2	5,770	1,053	18.2	86.2
	小 計	168,677	25,281	15.0	106.5	178,345	25,784	14.5	102.0
合 計		440,111	58,973	13.4	110.7	363,187	54,092	14.9	91.7

(単位：千円・%)

16				17				18			
調定額	収入済額	収納率	収入額対 前年比	調定額	収入済額	収納率	収入額対 前年比	調定額	収入済額	収納率	収入額対 前年比
77,464	8,149	10.5	79.6	72,919	8,616	11.8	105.7	66,491	9,311	14.0	108.1
3,178	430	13.5	170.0	3,261	360	11.0	83.7	4,313	1,478	34.3	410.6
80,642	8,579	10.6	81.8	76,180	8,976	11.8	104.6	70,804	10,789	15.2	120.2
44,594	6,770	15.2	90.1	40,933	5,724	14.0	84.5	42,587	5,547	13.0	96.9
55,048	8,357	15.2	100.6	55,863	7,812	14.0	93.5	55,464	7,226	13.0	92.5
0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-
99,642	15,127	15.2	95.6	96,796	13,536	14.0	89.5	98,051	12,773	13.0	94.4
2,040	387	19.0	72.3	2,172	375	17.3	96.9	2,339	513	21.9	136.8
0	0	0.0		0	0	0.0		0	0	0.0	
4,842	738	15.2	87.8	4,424	652	14.7	88.3	4,574	406	8.9	62.3
4,334	660	15.2	104.9	4,460	583	13.1	88.3	4,419	392	8.9	67.2
9,176	1,398	15.2	95.1	8,884	1,235	13.9	88.3	8,993	798	8.9	64.6
191,500	25,491	13.3	90.0	184,032	24,122	13.1	94.6	180,187	24,873	13.8	103.1
180,869	25,860	14.3	104.6	187,923	26,723	14.2	103.3	192,821	25,870	13.4	96.8
5,968	1,125	18.9	106.8	4,845	898	18.5	79.8	6,666	2,762	41.4	307.6
186,837	26,985	14.4	104.7	192,768	27,621	14.3	102.4	199,487	28,632	14.4	103.7
378,337	52,476	13.9	97.0	376,800	51,743	13.7	98.6	379,674	53,505	14.1	103.4

6. 平成18年度還付金調

税 目	区 分	現 年 (歳 入)						過	
		還付通知済額		支 出 済 額		未 済 額		還付通知済額	
町 県 民 税	本 税	1,402,500	62	1,402,500	62	0	0	2,407,775	68
	加算金	0	0	0	0	0	0	6,500	3
	小 計	1,402,500	62	1,402,500	62	0	0	2,414,275	71
法 人 町 民 税	本 税	347,600	10	347,600	10	0	0	1,461,600	21
	加算金	0	0	0	0	0	0	29,800	8
	小 計	347,600	10	347,600	10	0	0	1,491,400	29
固 定 資 産 税	本 税	555,500	32	555,500	32	0	0	132,200	14
	加算金	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	555,500	32	555,500	32	0	0	132,200	14
軽 自 動 車 税	本 税	15,300	4	15,300	4	0	0	1,000	1
	加算金	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	15,300	4	15,300	4	0	0	1,000	1
特 別 土 地 保 有 税	本 税	0	0	0	0	0	0	0	0
	加算金	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	本 税	2,320,900	108	2,320,900	108	0	0	4,002,575	104
	加算金	0	0	0	0	0	0	36,300	11
	小 計	2,320,900	108	2,320,900	108	0	0	4,038,875	115
国 民 健 康 保 險 税	本 税	4,899,300	241	4,899,300	241	0	0	748,700	30
	加算金	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	4,899,300	241	4,899,300	241	0	0	748,700	30

(単位：円・件)

年（歳出）				合 計					
支出済額		未 済 額		還付通知済額		支出済額		未 済 額	
2,407,775	68	0	0	3,810,275	130	3,810,275	130	0	0
6,500	3	0	0	6,500	3	6,500	3	0	0
2,414,275	71	0	0	3,816,775	133	3,816,775	133	0	0
1,461,600	21	0	0	1,809,200	31	1,809,200	31	0	0
29,800	8	0	0	29,800	8	29,800	8	0	0
1,491,400	29	0	0	1,839,000	39	1,839,000	39	0	0
132,200	14	0	0	687,700	46	687,700	46	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
132,200	14	0	0	687,700	46	687,700	46	0	0
1,000	1	0	0	16,300	5	16,300	5	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,000	1	0	0	16,300	5	16,300	5	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,002,575	104	0	0	6,323,475	212	6,323,475	212	0	0
36,300	11	0	0	36,300	11	36,300	11	0	0
4,038,875	115	0	0	6,359,775	223	6,359,775	223	0	0
748,700	30	0	0	5,648,000	271	5,648,000	271	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
748,700	30	0	0	5,648,000	271	5,648,000	271	0	0

7. 平成19年度納期一覧表

月 別	税 目	期 別	納 期 限
平成19年 4 月	○ 固定資産・都市計画税	1 期	5 月 1 日
5 月	◎ 軽 自 動 車 税	全期	5 月 3 1 日
6 月	□ 町 県 民 税	1 期	7 月 2 日
7 月	○ 固定資産・都市計画税 ☆ 国民健康保険税	2 期 1 期	7 月 3 1 日
8 月	□ 町 県 民 税 ☆ 国民健康保険税	2 期 2 期	8 月 3 1 日
9 月	☆ 国民健康保険税	3 期	1 0 月 1 日
1 0 月	□ 町 県 民 税 ☆ 国民健康保険税	3 期 4 期	1 0 月 3 1 日
1 1 月	☆ 国民健康保険税	5 期	1 1 月 3 0 日
1 2 月	○ 固定資産・都市計画税 ☆ 国民健康保険税	3 期 6 期	1 2 月 2 5 日
平成20年 1 月	□ 町 県 民 税 ☆ 国民健康保険税	4 期 7 期	1 月 3 1 日
2 月	○ 固定資産・都市計画税 ☆ 国民健康保険税	4 期 8 期	2 月 2 9 日

V そ の 他

1. 税務証明書等の取扱件数

(単位：件)

種 類 \ 年 度		14	15	16	17	18
有 料	所 得 証 明	693	719	786	727	833
	課 税 証 明	736	710	650	703	802
	非 課 税 証 明	1,379	1,516	1,617	1,248	1,500
	住 民 税 決 定 証 明	63	29	31	30	15
	車 庫 証 明	0	0	0	0	0
	評 価 証 明	596	638	613	542	548
	資 産 証 明	4	5	3	1	5
	公 課 証 明	156	164	132	127	186
	納 税 証 明	470	358	377	407	386
	関 覧	448	480	493	390	372
	住 宅 用 家 屋 証 明	209	293	213	161	175
	そ の 他	19	45	95	143	9
	小 計	4,773	4,957	5,010	4,479	4,831
無 料	標 識 交 付	299	294	274	309	303
	廃 車 申 告	332	308	301	316	289
	軽 自 納 税 証 明	316	303	331	352	348
	そ の 他	454	408	421	548	294
小 計		1,401	1,313	1,327	1,525	1,234
合 計		6,174	6,270	6,337	6,004	6,065

※ 「所得証明」には、児童手当用も含む。

2. 町税徴収経費の推移(一般会計)

区 分		年 度	14	15
収 入 額		町 税 （ A ）	2,523,680	2,396,598
		県 民 税	381,742	367,218
		合 計 （ B ）	2,905,422	2,763,816
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	50,443	54,280
		諸 手 当	32,140	34,133
		（ 1 ） 超 過 勤 務 手 当	4,301	3,933
		（ 2 ） 税 務 特 別 手 当	100	149
		（ 3 ） そ の 他 の 手 当	27,739	30,051
		そ の 他	9,539	10,639
		小 計	92,122	99,052
	需 用 費	旅 費	54	43
		賃 金	551	613
		そ の 他	22,793	22,069
		小 計	23,398	22,725
	報 奨 金 等	納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	0	0
		納 期 前 納 付 報 奨 金	0	0
		納 税 奨 励 金	0	0
		そ の 他	0	0
		小 計	0	0
	そ の 他		0	23,980
	合 計 （ C ）		115,520	145,757
県 民 税 徴 収 取 扱 費 （ D ）		28,307	26,786	
（ C ） － （ D ） （ E ）		87,213	118,971	
税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	（ C ） / （ B ）	4.0	5.3	
	（ E ） / （ A ）	3.5	5.0	
町 税 職 員 数		16	17	
職 員 一 人 当 り の 人 件 費 （ F ）		5,758	5,827	

(単位：千円・％・人)

16	17	18	19
2,383,044	2,476,544	2,484,901	2,565,511
355,115	383,891	438,441	480,449
2,738,159	2,860,435	2,923,342	3,045,960
52,111	52,814	50,622	47,159
33,642	31,579	26,129	24,302
3,867	3,036	2,758	603
0	0	0	0
29,775	28,543	23,371	23,699
10,559	10,859	10,544	10,429
96,312	95,252	87,295	81,890
28	15	6	17
586	676	715	819
24,373	21,624	20,291	20,985
24,987	22,315	21,012	21,821
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
26,209	24,432	23,325	32,064
147,508	141,999	131,632	135,775
25,893	27,227	29,374	42,754
121,615	114,772	102,258	93,021
5.4	5.0	4.5	4.5
5.1	4.6	4.1	3.6
16	16	16	17
6,020	5,953	5,456	4,817

資料：課税状況等調書第39表（平成19年度は当初予算）

平成19年度
税 務 概 要

発 行 平成19年9月
編 集 酒々井町税務課

〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11
電 話 043(496)1171
FAX 043(496)4541
E-mail zeimu@town.shisui.chiba.jp